

核軍縮・核不拡散

- 第1章 総論（核軍縮・核不拡散についての日本の基本的立場）
- 第2章 核兵器不拡散条約（NPT）
 - 第1節 2005年NPT運用検討会議の結果及び今後の課題
 - 第2節 2005年以前の動き
- 第3章 包括的核実験禁止条約（CTBT）
 - 第1節 包括的核実験禁止条約（CTBT）の概要
 - 第2節 CTBTの早期発効に向けて
 - 第3節 発効促進に向けた日本の取組
- 第4章 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）
 - 第1節 カットオフ条約の概要とその意義
 - 第2節 これまでの経緯
 - 第3節 日本の基本的考え方
 - 第4節 カットオフ条約交渉開始に向けた日本の取組
- 第5章 国際原子力機関（IAEA）保障措置
 - 第1節 IAEA保障措置の概要
 - 第2節 保障措置協定の内容
 - 第3節 保障措置の強化・効率化
 - 第4節 日本の取組
- 第6章 濃縮・再処理に関する機材や技術に対する管理強化
 - 第1節 国際的な議論の状況
 - 第2節 日本の基本的考え方
- 第7章 核セキュリティ
 - 第1節 IAEAと国連とを中心とした取組
 - 第2節 日本の取組
- 第8章 旧ソ連諸国の非核化協力
 - 第1節 概要
 - 第2節 G8グローバル・パートナーシップ
 - 第3節 ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）
 - 第4節 その他の日本の非核化協力
- 参 考 核兵器国の軍備管理と核軍縮
 - 第1節 総論
 - 第2節 米露の核軍縮・軍備管理
 - 第3節 宇宙における軍備競争の防止
 - 第4節 その他の核兵器国の動き
- 参 考 非核兵器地帯
 - 第1節 概要
 - 第2節 日本の立場
 - 第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約
 - 第4節 構想段階にある非核兵器地帯
 - 第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

第1章 総論（核軍縮・核不拡散についての日本の基本的立場）

1. 基本的立場

広島と長崎の体験を有し、唯一の被爆国である日本が軍縮・不拡散問題に取り組んでいくとき、まず何よりも核兵器の軍縮・不拡散（核軍縮・不拡散）が中心となる。また、核兵器の破壊力の大きさを考えれば、安全保障上も核軍縮・不拡散の優先度は高い。実際に日本は、この問題について、非核三原則を掲げ、国際社会において一貫して積極的な役割を果たし、実質的な貢献を行ってきた。

核軍縮・不拡散に関する日本の基本的立場は、唯一の被爆国として、また、長期的な観点から日本の安全保障環境を向上させるために、核廃絶に向けて取り組むべきという要請、及び日本はその安全保障を、核を含む米の抑止力に依存している中、日本の安全保障を害してはならないという要請、という二つの基本的要請の上に成り立っている。こうした基本的要請を踏まえ、日本は核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するが、これと同時に、日本は唯一の被爆国として、また、日本の安全保障環境を向上させるために、核兵器のない平和で安全な世界の日も早い実現を目指して、現実的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくという現実的・漸進的なアプローチを採用している。こうした基本的立場は、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」においても示されている（同大綱には、「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく」と記されている。）。

2. 核軍縮・不拡散への努力

日本は、1976年6月、核兵器不拡散条約（NPT）を批准した。批准書の寄託に際して、日本は、「日本国は、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策・・・を改めて世界に向けて表明する」旨明らかにした。それと同時に、「この条約を真に実効あるものとするため、・・・できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望」とともに、核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えているという「差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならない」という信念の下、「核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請」した。

このような日本の核軍縮・不拡散に係る基本的立場及びNPTに寄せる期待は、現

在も一貫している。NPT に加入し、核兵器保有の選択肢を放棄して以来、日本にとって、核兵器のない平和で安全な世界の実現は日本の安全保障を確保するための極めて重要な課題となった。それと同時に、日本は、唯一の被爆国として、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶を主張すべき人道的責任を国際社会に対して有している。日本は、核軍縮・不拡散に取り組むに当たっては、核廃絶の一日も早い実現を目標とし、「現実的・漸進的アプローチ」に立って、現実的な措置を着実に積み重ねる外交努力を重視してきている。これは、核兵器国にとって受入れ不可能な非現実的・急進的要求を提唱することにより、核兵器国側の反発を招き、結果的に核軍縮を停滞させるのではなく、核兵器が現に存在し、抑止機能を果たしているという事実を認識した上で、核軍縮に核兵器国の関与を確保し、実現可能な措置を一つ一つ積み上げていくというものである。

日本は、核軍縮・不拡散に関するこのような基本的考え方の下、NPT を、国際的な核軍縮・不拡散を実現するための最も重要な基礎であると位置付け、重視している。それとともに、国際原子力機関（IAEA）保障措置、さらには包括的核実験禁止条約（CTBT）を NPT 体制を支える主要な柱として重視している。

NPT は、締約国が 189 カ国に達しており、最も普遍的な軍縮・不拡散条約である。しかし、未締結の国も存在しており、また、NPT 上の義務に違反して核兵器開発を進めている或いは進めている疑いのある国（北朝鮮等）も存在する。核不拡散体制を強化するためには、なお一層の普遍化を図り、NPT 締約国が条約上の義務を遵守していることを検証する能力を強化し、更に NPT 違反が発生した場合には右を是正するための適切な対応が採られることが重要である。

検証に関しては、IAEA の保障措置が重要である。これは平和利用目的の核物質及び原子力活動が軍事目的に転用されないことを確保することによって、核拡散の防止を核物質管理面から実効あるものにする仕組みである。1990 年代前半に明らかとなったイラクや北朝鮮による秘密裡の核兵器開発を契機に、従来の保障措置を強化する重要性が認識され、IAEA で精力的な作業、議論が進められた結果、1997 年 5 月にはモデル追加議定書が採択された。追加議定書は、IAEA に提供される情報及び検認対象並びに IAEA 査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を IAEA に与えるものである。日本は、1999 年 12 月、商業用原子力発電を行っている国として最初に同議定書を締結した。しかし、2006 年 1 月現在、107 カ国が署名、73 カ国について発効しているにすぎない。同議定書の普遍化は急務であり、日本もそのために積極的に努力してきている。例えば、2004 年後半以降、日本は G8 の一員として、G8 による追加議定書の未締結国に対するデマルシュを実施してきているほか、IAEA が主催する追加議定書普遍化のための各種セミナーに対する人的・財政的貢献を行ってきている。NPT は、非核兵器国による

核兵器の開発と保有を禁止する一方、核兵器国には誠実な核軍縮への努力を義務付けている。したがって、核兵器国が、核軍縮の義務を軽視することがあれば、NPT体制の信頼性そのものを損ないかねず、NPT体制の弱体化につながる。このような観点から、日本は、核兵器国に対して、粘り強く核軍縮の促進を求めている。

1995年にNPT無期限延長が認められた際、核兵器国が果たすべき核軍縮のための措置として、CTBT交渉の推進について合意された。日本は、CTBTを、核軍縮・核不拡散とともに担保する有効な現実的措置と考え、早期発効のための外交努力を積極的に行ってきた。米国、中国、インド、パキスタン、北朝鮮などの発効要件国がいまだ署名あるいは批准しておらず、CTBT発効の見通しが依然立たない状況にあるが、日本は、CTBTの国際規範としての重みを政治的に増すことが重要であると考えており、発効要件国を中心に署名国・批准国の数を増加させるための努力を継続している。同時に、CTBTの検証措置と位置付けられる国際監視制度の構築を進め、核実験の実施を監視するネットワークを全世界に張り巡らすことも重要と考え、日本国内の観測施設立ち上げに鋭意努力している他、他国に対しても技術支援を行っている（CTBT発効促進のための日本の努力については、第3部第3章第3節参照）。

多国間の核軍縮・不拡散条約交渉の中で、CTBTに続くべき重要な課題と考えられるのは、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）である。カットオフ条約は核兵器に用いられる核物質の生産を禁止することを目的としており、具体的な核不拡散・核軍縮のための措置である。この条約の交渉を早期に開始するためにもジュネーブ軍縮会議の活性化は緊急の課題である。

また単に合意を形成するだけでなく、核軍縮・不拡散の合意を実施するために、実地的な国際協力プロジェクトを進めることも重要である。また、そのような需要が冷戦後の国際環境の中で生まれてきており、日本もこのようなプロジェクトにいわば「行動する軍縮」として積極的に取り組んでいる。ロシアにおいて、解体された核兵器から生じるプルトニウム等の核物質を安全に管理し、二度と核兵器生産に用いられないよう処分することや、ロシアやウクライナの核技術者の国外への流出を防止するために日本はG8の枠組みの中で協力を進めている。ロシアの退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」（第3部第8章第3節参照）もこのような文脈に位置付けられる。

このような協力は、核軍縮を促進するのみならず、核兵器や核物質、さらには関連の技術が懸念国やテロリストなどに拡散する危険性を少なくするためにも、ますます重要となっている。

3. 核軍縮決議案の国連総会への提出

このような核軍縮・不拡散に対する日本の基本的立場を総括し、その姿勢を明らかにしているのが、日本が1994年以来毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議である。日本は、1994年より1999年まで「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に

関する決議」(「究極的核廃絶決議」)を提出し、国際社会の圧倒的多数の支持を得てきた。この究極的核廃絶という考え方は、1995年NPT運用検討会議(5年毎に開催)の合意文書である「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に取り入れられたが、これは「究極的」ではあるものの、核兵器国に「核廃絶」の目標を確認させた点で極めて意義のあるものであった。

2000年に開催されたNPT運用検討会議では、CTBTの早期発効、カットオフ条約の交渉を即時に開始して5年以内に交渉を終了させること等、今後国際社会が取り組むべき「核軍縮に関する現実的措置」を含む最終文書が全会一致で合意された。この最終文書では、核兵器の全面的廃絶に向けた核兵器国による「明確な約束」が合意された。この考え方は日本が提出してきた「究極的核廃絶決議」からさらに進んだものであり、日本の決議が基礎固めの役割を果たしたといえることができる。

これらの成果に基づき、日本は、2000年の国連ミレニアム総会に、これまでの「究極的核廃絶決議」に代わり、新たな核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、圧倒的多数をもって採択された。この決議は、漸進的・現実的なアプローチに則り、「核兵器のない平和で安全な世界」を目標として掲げ、核兵器の全面的廃絶を実現するための具体的な「道すじ」を示したものであり、核軍縮と核不拡散のバランスをとりつつ全面的核廃絶に向けた大幅な核兵器の削減を行っていくべきことなど、2000年NPT運用検討会議の最終文書よりもさらに一歩進めた内容を含んでいる。

2001年以降は、米国がこれまでの米露間核軍備管理レジームとは大幅に異なるアプローチに立って、一方的な核兵器削減を追求する一方、CTBTをはじめとする幾つかの多数国間の軍縮・不拡散条約に対して消極的ないし反対の立場をとるという状況下で、日本は引き続き核軍縮決議案を国連総会に提出している。2004年も、日本は、現実的かつ漸進的なアプローチに基づき、核軍縮に向けた具体的な措置を積み重ねることにより、核兵器のない平和で安全な世界の実現を図るという一貫した考え方に基づき、かつ、大量破壊兵器の拡散への懸念の表明やNPT遵守の重要性の更なる強調といった昨今の国際情勢をも踏まえた核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、国連総会本会議で圧倒的多数により採択された。2005年には、5月NPT運用検討会議の決裂、9月国連首脳会合成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出し、国際社会より変わらぬ圧倒的支持(国連総会において168カ国の賛成により採択)を得た。

第2章 核兵器不拡散条約（NPT）

第1節 2005年NPT運用検討会議の結果及び今後の課題

2005年5月2日より27日まで、ニューヨークにおいて2005年NPT運用検討会議が開催された。議長は、デュアルテ・ブラジル大使が務め、日本からは町村外務大臣（当時）（代表団長）が初日に一般討論演説を行ったほか、河井外務大臣政務官（当時）がNGOセッションに出席し、同セッション出席のNGO等を招待してレセプションを開催してスピーチを行った。

1. 会議の結果

NPT運用検討会議はNPT第8条に基づいて5年毎に条約の運用を検討するために開催される。実質事項にかかる討議は、主要委員会（核軍縮）、（核不拡散）（原子力の平和的利用）で行われ、それぞれの主要委員会でその所掌する実質事項について合意文書を作成し、本会議に送付し、採択されることが課題となっていた。この実質事項にかかる合意ができるか否か、また、その内容如何が運用検討会議の成果として注目されていた。

2005年運用検討会議は、本来であれば開会前の運用検討会議の準備プロセスにおいて決定されているべき手続き事項（議題、補助機関設立等）すら決定されていない状況下で開始されることとなった。開会后、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との間の意見対立等の結果、会議日程の約3分の2を手続き事項の採択に費やしたため、実質的議論及び最終文書の文言調整に当てられた時間は極めて限られた。

3つの主要委員会においては、時間が限られていたこと、中東問題（イスラエルの扱い等）、イランの核問題といった地域問題や、包括的核実験禁止条約（CTBT）をはじめとする核軍縮について、コンセンサス・ルールの制約もあり、関係国及び関係国グループの立場の隔たりが収斂しなかったこと等により、3つの主要委員会すべてにおいて実質事項に関する合意文書を作成することができず、また、議長による実質事項にかかる声明も行われなかった。

他方、同会議においては、多くの国がNPTが国際の平和と安全に果たす役割の重要性やNPTの遵守の必要性を指摘したほか、この会議に向けて日本、EU、G10（注：主として核不拡散や原子力の平和的利用についての西側諸国グループで、豪、加、NZ等がメンバーとなっている。）等多くの国、グループがNPT体制強化のための有益な提案を提出した。

2. 日本の対応

日本は、会議に先立ち、2005年2月に東京においてデュアルテ議長他大使級の参加を得てNPT東京セミナーを開催し、運用検討会議の運営の円滑化を図った他、5月の同会議においても、積極的に貢献した。

同会議初日には、町村外務大臣（当時）が一般討論演説を行ったほか、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用）のすべてをカバーする「21世紀のための21の措置」を提出し（核軍縮関連部分は豪州と共同提案）、同会議が採択する成果物に反映させるよう努めた。また、日本の立場を包括的に述べた作業文書並びに核軍縮及び95年中東決議の履行に係る報告を提出した。更に、軍縮・不拡散教育に関する作業文書を他の7カ国と共同で提出したほか、日本の取組を紹介する作業文書も併せて提出した。

会議第2週には、河井外務大臣政務官（当時）がNGOセッションに出席するとともにレセプションを主催し、軍縮・不拡散分野でのNGOとの対話を重視する日本の姿勢をアピールした。

北朝鮮の核問題については、早くから米国及び韓国と緊密に連絡の上、北朝鮮の核計画はNPT体制に対する深刻な挑戦であり絶対に認められないとの日本の立場を最終成果物に反映させるべく、中国、露、議長等と協議を重ねた。

また、核軍縮については、会議において更なる核兵器の削減を主張したほか、会議開催に先立つ4月に、CTBT未批准国のうち、米を含むすべての発効要件国に対し、早期批准を求める町村外務大臣書簡を発出したほか、会議中にもCTBTフレンズ会合を主催した。

さらに日本は、IAEA追加議定書の普遍化を重視するとの主張を行い、多くの国から賛同が得られた。原子力の平和的利用については、日本から、原子力安全や核セキュリティの分野におけるIAEAの活動の促進を支持するとともに、技術協力の重要性を訴えた。さらに、会議の最終段階では今次会議成功のために各国に協力を求める町村外務大臣（当時）の緊急アピールを発出した。

3. 評価

上述のとおり、2005年NPT運用検討会議では、実質事項に関する合意文書を発出することはできなかったところ、NPT体制の維持・強化に向けたメッセージを発出する重要な機会を逸したことは、日本にとっても極めて残念な結果である。

最終的に合意文書を作成できなかった主たる理由としては、以下を挙げることができる。

中東問題やイランの核問題を巡り、厳しい対立があったこと。

手続き事項を含めすべての決定がコンセンサスで行われるというルールが濫用されたこと。

2000年の合意以上の内容が期待できないという観測が当初より支配的で、妥協してより不利な内容の合意を作るよりは、2000年合意をそのまま残した方が良いと考える国が多かったこと。

核軍縮やCTBTをめぐる立場の開きが大きかったこと。

拡散の脅威に対する認識が必ずしもすべての締約国の間で十分に共有されていなかったこと。

以上に加えて、手続き事項に関する調整に時間をとられて実質討議時間が減少し、特に最終的な局面における文言調整の時間が絶対的に不足したこと。

日本を含む多くの締約国や締約国グループは、運用検討会議に貢献すべく種々の有益な提案を提出しており、また、これらを踏まえ、会議において集中的な意見交換が行われたことは、今後の核軍縮・不拡散体制を強化していく作業において有益な材料を提供したと言える。

日本としては、今次会議が実質的事項に関する合意文書を作成できなかったことがNPT体制の権威を低下させ、個別の問題に悪影響を与えることのないよう、国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するために、主要国とも協力しつつ、また、G8、IAEA、ジュネーブ軍縮会議、原子力供給国グループ、[国連総会第一委員会](#)、[アジア不拡散協議 \(ASTOP\)](#) 等の枠組みを通じて、具体的な措置を強化していく必要性が一層増したものと考えられる。

第2節 2005年以前の動き

1. これまでの国際的な核不拡散体制の進展

NPTは、最も成功した軍縮・不拡散条約の1つであり、1970年の発効以来、国際的な核不拡散体制の中心的な柱として、国際の平和と安全の維持に大きく貢献してきた。

特に、冷戦終了後、NPTはその普遍性を大きく高めた。1991年、南アフリカが保有していた核兵器を放棄して非核兵器国としてNPTに加入し、1992年には、フランスと中国が核兵器国として、1994年までには、旧ソ連邦から分離独立したカザフスタン、ベラルーシ、ウクライナが、核兵器をロシアに移管して非核兵器国としてNPTに加入した。また、ブラジルとアルゼンチンも、長年のライバル関係を乗り越えて核開発計画を放棄し、非核兵器国としてNPTに加入した（アルゼンチンは1995年、ブラジルは1998年）。さらに、2002年にはキューバが、2003年には東チモールが加入した。

普遍性が高まる一方で、1990年代以降、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対しては重大な挑戦が生じている。

その一つは、非締約国による核保有の問題である。1998年、NPT非締約国である

インド、パキスタンが相次いで核実験を実施し、この両国が核兵器の製造能力を保有しているという現実が続いている。また、イスラエルは核保有を確認も否認もしないとの方針を採っている。これらの国の NPT 加入を実現することは大変難しいことであるが、日本としては、これまで、NPT 非締約国であるこれら 3 力国に対し、NPT への早期加入を求めてきている（第 2 部「地域の不拡散問題と日本の取組」参照）。

また、近年特に大きな問題となっているのが、原子力の平和的利用を隠れ蓑とした核兵器開発問題である。北朝鮮のように、核兵器開発を行った上で NPT から脱退する旨声明を発出し、核兵器製造宣言を行うとの極めて重大なケースもある。NPT 違反に関する問題は、NPT の信頼性を損なうばかりか、NPT 体制を内側から瓦解させる可能性をもつものであり、その意味で、国際の平和と安定に直接、深刻な打撃を与え得る重大な問題である。この点についても日本は、関係各国と協力しながら問題の平和的解決に向けた様々な努力を行ってきている（第 2 部「地域の不拡散問題と日本の取組」参照）。

こういった厳しい状況の中で、今後どのように NPT を基礎とする核不拡散・核軍縮体制を維持・強化し、なお一層の普遍化を図っていくことができるかが、国際社会にとって極めて重大な課題となっている。

2. 1995 年 NPT 運用検討・延長会議と NPT の無期限延長決定

NPT は、条約の運用状況を検討する会議を 5 年毎に開催し、NPT の運用上の問題を議論し合う機会を設けている。NPT の下では、核兵器国と非核兵器国が異なる義務を負っていることもあり、締約国が相互に NPT 履行状況を点検し合うことは、NPT の規範が遵守されることを確保し、透明性を高め、また、信頼を醸成するために有意義であり、日本も重視している。

また、NPT は、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか、またはある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている。この規定を受け、NPT 発効から 25 年が経過した 1995 年の 4 月から 5 月にかけて、NPT 運用検討・延長会議がニューヨークで開催された。会議の結果、NPT の無期限延長が無投票で決定され、同時に「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」及び「運用検討プロセスの強化」が決定されるとともに、「中東に関する決議」が採択された。

同会議で採択された「原則と目標」には、核兵器国が究極的核廃絶を目標として核軍縮努力を行うこと、包括的核実験禁止条約（CTBT）の条約交渉を 1996 年中に妥結すること、CTBT 発効まで核実験を最大限に抑制すること、カットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結など、主に核兵器国が行うべき将来の核軍縮措置が列挙されている。このように無期限延長の決定とともに、核兵器国による核軍縮措置が採択文書の中に明記されたのは、非核兵器国が、NPT の有効期間が無期限に延長されることによって核兵器国と非核兵器国とを区別する NPT の性格が恒久的に固定化されてしまうこ

とをおそれ、NPTの無期限延長を認める代わりに核兵器国の核軍縮目標を極力具体化すべしと強く要求したからであった。

また、日本は、核軍縮を推進する立場から、1994年秋、国連総会第一委員会に「究極的核廃絶決議案」を提出し、同決議案は圧倒的多数で採択された。この決議は、今後の核不拡散、核軍縮の進むべき方向を示したものであり、上述の「原則と目標」には同決議案の趣旨が取り入れられている。

3. 2000年NPT運用検討会議

2000年4月から5月にかけて、1995年の無期限延長決定後初めてのNPT運用検討会議が、ニューヨークで開催された。軍縮・不拡散をめぐる当時の環境は、核軍縮の動きが停滞し、1998年のインド、パキスタンによる核実験等によって深刻な核拡散にも直面するという厳しいものであった。この会議は、4週間にわたる議論の中、何度かの決裂の危機を乗り越え、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた13項目の「实际的措置」を含む最終文書をコンセンサスにより採択することに成功した。

この会議で合意された核軍縮に関する主な「实际的措置」は下記の参考欄に列举されているとおりであるが、その中には、すぐに実施すべきものから、時間をかけて十分に検討を加えていくべきものまで、いろいろな措置が含まれている。

特記すべきは、スウェーデン、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、エジプト、メキシコ、ブラジルという非核兵器国から構成される「新アジェンダ連合」(NAC: New Agenda Coalition)の動きである。NACは、非同盟諸国が時限付きの核廃絶を目指していたのに対し、1998年6月に8カ国共同宣言を発表し、全面的な核廃絶を求めつつも、実行できる「实际的措置」はすぐに実施すべきであるとの立場を表明した(この時点のNACには、上述の7カ国に加えてスロベニアも参加し、8カ国で構成されていた)。このNACが、核兵器国は全面的核廃絶に対して「明確な約束(unequivocal undertaking)」を行うべきであると主張したことが会議の成果に反映され、目標としての核廃絶がより具体的・現実的なものとなった。

日本は、この会議の成功に貢献すべく事前の早い段階から精力的な調整努力を行うとともに、会議に際しては、核軍縮・核不拡散のための将来に向けた措置に関する現実的な「8項目提案」を行い、各国の合意形成のための基盤を提供した。

(参考) 核軍縮・不拡散分野における将来に向けた「实际的措置」(2000年NPT運用検討会議で採択)

- CTBTの早期発効
- CTBT発効までの核実験の停止(モラトリアム)
- ジュネーブ軍縮会議に対して、カットオフ条約の条約交渉を即時に開始し、5年以内に交渉を妥結するという内容を含む作業計画に合意するよう奨励
- ジュネーブ軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励
- 核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- 核兵器の全面的廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- START 条約の早期発効と完全履行、ABMの維持強化、START の早期締結
- 米露IAEAの三者イニシアティブの完成・実施
- 国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けてとる措置(核兵器国による一方的な核兵器削減のための一層の努力、「透明性」の強化、非戦略核兵器の一層の削減、すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与等)
- 余剰核分裂性物質のIAEA等による国際管理と同物質の処分
- 軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- NPT第6条及び「原則と目標」(核軍縮努力)の実施についての定期的な情報提供
- 核軍縮のための検証能力の向上

(参考) 核兵器不拡散条約 (NPT) の概要

核兵器不拡散条約 (NPT) は、「1967 年 1 月 1 日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」、即ち、米国、ロシア、英国、フランス、中国の 5 カ国を「核兵器国」と定め (第 9 条 3)、それ以外の国 (「非核兵器国」) への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務付けることを目的とする条約である。1968 年 7 月に署名のために開放され、1970 年 3 月に発効した (日本は 1970 年 2 月署名、1976 年 6 月批准)。

2005 年 7 月現在の締約国数は 189 カ国にのぼっており、NPT の普遍性が高まっていると言える。なお、NPT の非締約国は、国連加盟国 (191 カ国) ではインド、パキスタン、イスラエルの 3 カ国のみである。

NPT は前文、本文 11 箇条及び末文から構成され、概ね以下の 4 つの項目について規定している。

1. 核不拡散の義務

NPT は、核兵器国による核兵器の移譲等の禁止 (第 1 条)、非核兵器国による核兵器の受領や製造等の禁止 (第 2 条) 等を定めており、同時に、締約国である非核兵器国が国際原子力機関 (IAEA) の保障措置を受諾する義務を負うことを規定している (第 3 条)。

2. 原子力の平和的利用の権利

NPT は、IAEA 保障措置の受入れという義務を課すことを通じて、非核兵器国による核物質・原子力施設等の軍事転用を防止することを目指している。その一方で、平和的目的のための原子力の研究、生産、利用を進展させることについては、「すべての締約国の奪い得ない権利」であると定めている (第 4 条 1)。また、すべての締約国に、原子力の平和的利用のため設備、資材、科学的・技術的情報の交換を行う権利を認めている (第 4 条 2)。

3. 核兵器国の核軍縮交渉義務

NPT は、非核兵器国における原子力の軍事転用を防ぎつつ、締約国が核軍縮交渉を誠意に行う義務を定めている (第 6 条)。

4. 手続事項

NPT は、その運用状況を検討する会議を 5 年毎に開催し (第 8 条 3)、条約の効力発生の 25 年後には、条約が無期限に効力を有するか、又は、ある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている (第 10 条 2)。1995 年の運用検討・延長会議では、NPT が無期限延長されることとなったが、これは、この条項に基づき決定されたものである。

また、締約国は、異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、条約から脱退する権利を有し、当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し、「異常な事態」についても記載した上で、3 ヶ月前にその脱退を通知する旨定めている (第 10 条 1)。

第3章 包括的核実験禁止条約（CTBT）

第1節 包括的核実験禁止条約（CTBT）の概要

1963年8月には、部分的核実験禁止条約が締結されたが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約（CTBT）は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する核軍縮・不拡散条約である。

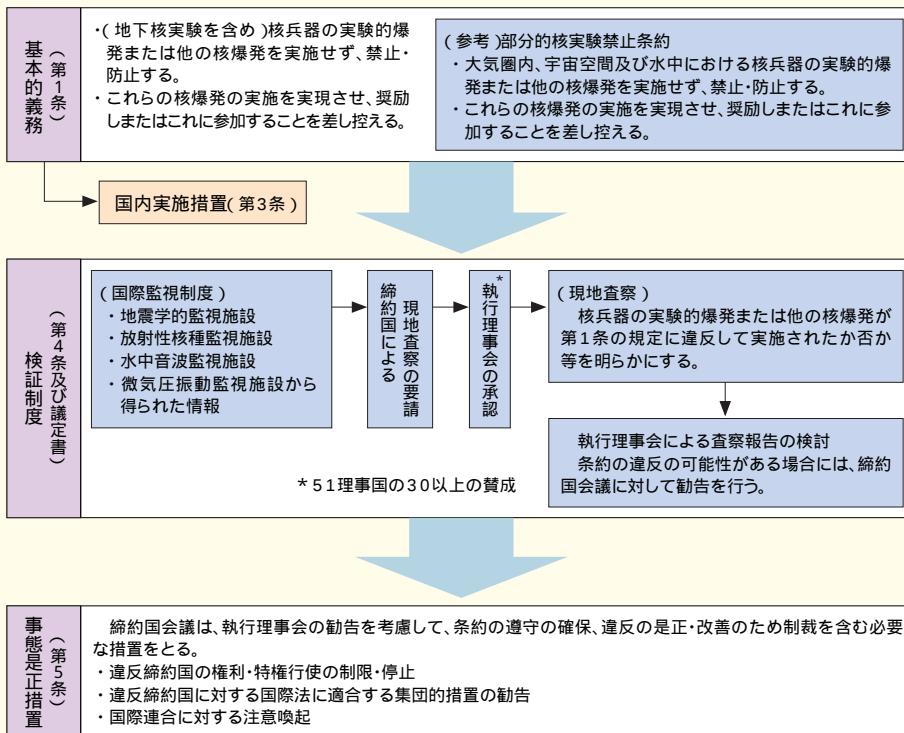
核兵器の開発あるいは改良を行うためには、核実験の実施が必要であると考えられており、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。新たに核兵器を獲得しようとする国が出た場合、兵器級核分裂性物質を取得することが最も大きな障害と言われているが、たとえ兵器級核分裂性物質を取得したとしても、それを兵器にするには兵器としての信頼性、実用性を確認するために核実験を行う必要がある。したがって、核実験を封じることによって核兵器の開発を防ぎ、核兵器の不拡散に資することとなる。また、核兵器国に対しても、核弾頭の高性能化等核兵器の質的改良を行うための核実験を封じることによって核軍縮に資することとなる。

CTBT作成の経緯を振り返ってみると、1994年1月から、ジュネーブ軍縮会議の核実験禁止特別委員会において、CTBT作成のための交渉が開始されたが、2年半にわたる困難な交渉を経たにもかかわらず、最終的にはインド等の反対により、コンセンサス制をとるジュネーブ軍縮会議では同条約を採択することはできなかった。

そこで、オーストラリアが中心となって、ジュネーブ軍縮会議で作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した（賛成：153カ国、反対：インド、ブータン、リビア。棄権：キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス）。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44カ国（一般的に「発効要件国」と言われる）の批准が必要であるが、現在のところ、一部の発効要件国の批准の見通しは立っておらず、条約は未だ発効していない。

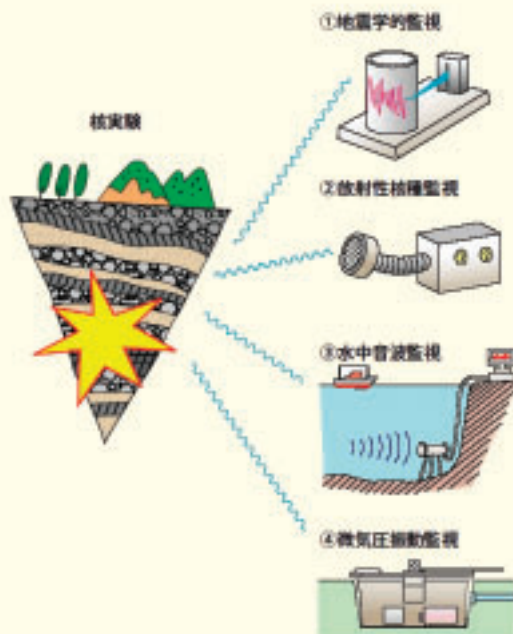
包括的核実験禁止条約の概要



1. CTBT の主な内容

CTBT は、すべての核実験（核兵器の実験的爆発又は他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにウィーンに CTBT 機関を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界 321 カ所に設置される監視観測所と 16 カ所の実験施設を含む国際監視制度（IMS）、現地査察、及び信頼醸成措置等から構成される。そして、いずれかの締約国が核実験を実施した場合には、その国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告するといった、必要な措置をとることが規定されている。

CTBTの国際監視制度



(核物質管理センター「原子力の平和利用のために」より抜粋)

2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、(1) 国際監視制度 (IMS)、(2) 協議及び説明、(3) 現地査察、(4) 信頼醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

(1) 「国際監視制度 (IMS)」とは、世界 321 カ所に設置される 4 種類の監視観測所 (地震学的監視観測所 (注1)、放射性核種監視観測所 (注2)、水中音波監視観測所 (注3) 及び微気圧振動監視観測所 (注4)) により、CTBT により禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度である。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンターに送付され、処理される。

(注1) 地震波を観測することにより、核爆発を監視する

(注2) 大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する

(注3) 水中 (海中) を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する

(注4) 気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する

- (2) 「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国との間で、CTBT 機関との間で、または CTBT 機関を通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。
- (3) 「現地査察」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし、また違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。「現地査察」の実施は、51 カ国の執行理事会の理事国のうち、30 カ国以上の賛成により承認される。
- (4) 「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発（化学爆発）を核実験または他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施について CTBT 機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの措置をいう。

第2節 CTBTの早期発効に向けて

1. 署名・批准状況

2006年1月現在、署名国は176カ国、批准国は126カ国である。発効要件国44カ国中の署名国は41カ国、批准国は33カ国である。発効要件国のうち、未署名国は、インド、パキスタン、北朝鮮の3カ国、署名済みであるが批准していないのは、中国、コロンビア、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナムである。

2. CTBT発効促進努力の意義

以下に述べるとおり、CTBTは、今のところ発効の目途が立っていない。しかし、国際社会の大多数の国がCTBTの発効を求める政治的呼びかけを行っている中、核爆発実験を行う政治的コストはますます高くなっている。このため5核兵器国のすべてが核爆発実験モラトリアム（一時停止）を宣言し、又、1998年に核爆発実験を行ったインド、パキスタンの両国もその後核爆発実験モラトリアムを発表するに至った。1998年以降、現在まで、核爆発実験は一度も行われていない。このことは、戦後1996年まで核爆発実験がいずれかの国によって実施され、最盛期には年に178回もの実験が行われていたことを考えれば、CTBT発効を求める政治的気運が核爆発実験を抑止する上で相当の効果を有していると考えられる。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、このような抑止効果を維持・強化するために政治的気運を盛り立てるためでもある。

3. 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月、2001年11月及び2003年9月、2005年9月の4回にわたり、発効促進会議が開催された。

2005年9月にニューヨークの国連本部で開催された第4回発効促進会議には、117カ国が参加し、各国に対する早期署名・批准の要請等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。しかし、核兵器の信頼性・安全性維持等を理由としてCTBT批准に反対の態度を明らかにしている米国は、前回同様会議に参加しなかった。また条約に署名していないインド、パキスタン、北朝鮮も参加しなかった。

4. 発効の展望

2000年以降、発効要件国の中でも新たにトルコ、ロシア、ウクライナ、チリ、バングラデシュ、アルジェリア、コンゴ民主共和国がCTBTを批准するなど、前向きな動きも見られたが、未だ条約発効への道のりは厳しい。発効要件国のうち、未署名で

あるインド、パキスタンは、1998年の核実験以降、核実験の一時停止（モラトリアム）の継続を表明するとともに、署名について国内のコンセンサス形成に最大限努力することを繰り返し表明していたが、今日に至るまで署名はなされていない。また、未批准の核兵器国である中国については、批准法案が全国人民代表大会で検討されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

5. 米国のCTBTに対する姿勢

米国はクリントン政権時の1996年9月にCTBTに署名した。しかしながら、1999年10月、第1回発効促進会議の開催によってCTBT発効への国際的気運が高まっていたにもかかわらず、上院が賛成48、反対51でCTBT批准法案を否決した。

2001年1月のブッシュ政権成立直前には、クリントン政権の求めに応じてシャリカシヴィリ元米国統合参謀本部議長が上院のCTBT承認を得るための措置を勧告する報告書を提出し、クリントン大統領も声明の中で、上院及びブッシュ新政権がCTBTについて行動を起こすよう促した。

しかし、同月、ブッシュ新政権のパウエル国務長官候補（当時）が、上院外交委員会公聴会において、次期会期中にはCTBTの批准を上院に対して求めない、CTBTにはいくつかの欠点が存在する等と述べ、ブッシュ政権のCTBTに対する、消極的・否定的な態度を明らかにしてきた。

例えば、2001年8月に田中外務大臣（当時）からのCTBT早期批准を求める書簡に対する返書の中で、パウエル国務長官（当時）は、米国政府は上院に対しCTBTの再検討を求める考えはないと述べている。また2001年以降、日本が国連総会に提出した核軍縮決議案に対しても、米国は、同決議案文にあったCTBT早期発効への言及を理由に、反対票を投じた。また、米国は第2回以降CTBT発効促進会議に出席していない。

さらに、2002年1月に発表した「核態勢見直し（NPR：Nuclear Posture Review）」の説明用資料の中で、「米政府としてCTBTの批准に反対する」旨、明確に述べている。ただし、米国はCTBT機関準備委員会による国際監視制度の整備に関しては支持している。

第3節 発効促進に向けた日本の取組

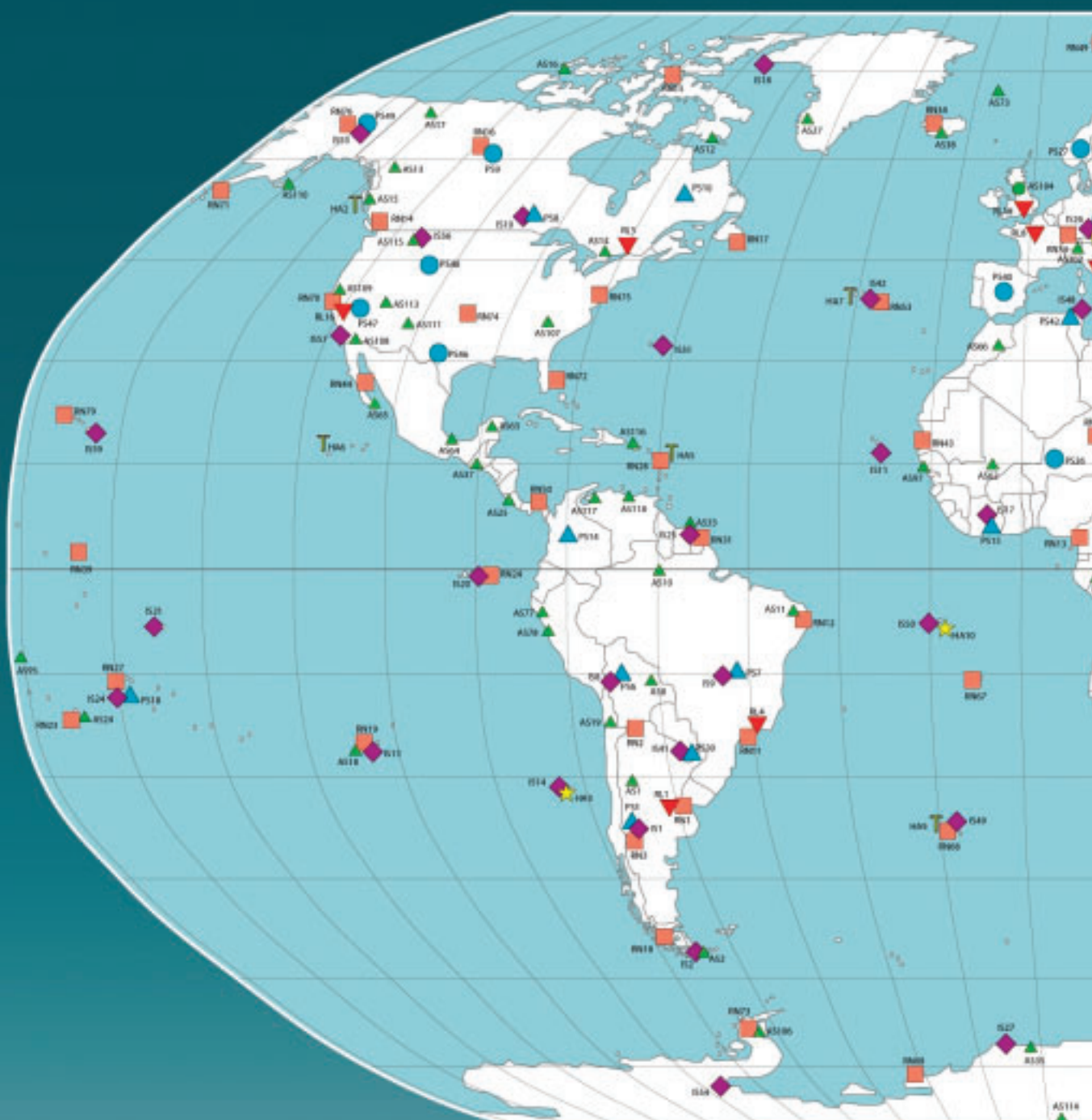
日本は、CTBTを、国際原子力機関（IAEA）の保障措置と並び、NPTを礎とする核不拡散・軍縮体制の不可欠の柱として捉え、その早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議等への貢献

- (1) 1999 年の第 1 回発効促進会議では、高村元外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001 年の第 2 回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第 2 回発効促進会議では、阿部政府代表（当時）（前国連軍縮局長）より、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プロGRESS・レポート」として報告した。
- (2) 発効促進会議の開催されない年である 2002 年 9 月、川口外務大臣（当時）のほか、豪及び蘭の外相を中心とする CTBT 批准国外相が、ニューヨークの国連本部において CTBT フレンズ外相会合を開催し、CTBT の可及的速やかな署名・批准、核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英、仏、露の 3 核兵器国を含む 18 カ国の外相が署名し、その後、50 カ国以上の外相の賛同を得た。
- (3) 2003 年 9 月の第 3 回発効促進会議に際しては、議長国フィンランド、ホスト国オーストリア及び第 1 回発効促進会議議長国である日本の 3 カ国外務大臣より共同で被招待国に書簡を発出し、会議への閣僚レベルの参加及び CTBT 早期署名・批准を呼びかけた。また、発効要件国 44 カ国のうち、北朝鮮を除くすべての未批准の国 11 カ国の首都において、上記 3 カ国大使共同で 3 カ国外相共同書簡を提示しつつ、会議への閣僚レベルの参加及び CTBT 早期署名・批准を働きかけた。

第 3 回発効促進会議自体には、日本より川口外務大臣（当時）が出席し、第 1 番目のスピーカーとして演説を行い、CTBT 早期発効の重要性を訴えた。
- (4) 発効促進会議の開催されない年である 2004 年 9 月、日本は、フィンランド、豪、蘭（EU 議長国）（当時）とともに、ニューヨークの国連本部において、CTBT フレンズ外相会合を開催（日本よりは、川口外務大臣（当時）が出席）し、各国に CTBT 早期署名・批准を求めるとともに、CTBT 早期発効問題における進展は、2005 年 NPT 運用検討会議の積極的な成果に貢献するものである旨が明記された外相共同声明を発出した。
- (5) 2005 年 4 月、2005 年 NPT 運用検討会議に先立ち、町村外務大臣（当時）より、CTBT 未批准の発効要件国 11 カ国外相に対し、CTBT 早期批准を求める書簡を発出した。また、2005 年 NPT 運用検討会議の際に、CTBT フレンズ会合を開催した。
- (6) 2005 年 9 月の第 4 回発効促進会議には有馬政府代表が出席し、演説において未批准国に対して、早期の批准を呼びかけた。

INTERNATIONAL MONITORING



The Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT) Explosions in the atmosphere, under water and in outer space w

Under CTBT, a global system of monitoring stations, using four complementary technologies, is being established. This network of 321 monitoring stations will be capable of registering shock waves emanating from a nuclear explosion in the atmosphere. The location of the stations has been carefully chosen to provide global coverage.

The monitoring stations will transmit, via satellite, the data to the International Data Centre (IDC) which will process the data and produce the final products.

These data and IDC products will be made available to all States Parties to the CTBT. Overleaf is a listing of the 321 facilities of the international monitoring system.

The boundaries and presentation of material on this map do not imply the expression of any opinion on the part of the Provisional Technical Secretariat of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organisation (CTBTDO PrepCom) concerning the legal status of any country, territory, city or area or its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

MONITORING SYSTEM



of 1996 bans nuclear explosions in all environments.
were banned in 1963. CTBT prohibits them underground as well.

needed to record data necessary to verify compliance with the Treaty. Supported by 16 radionuclide laboratories,
near explosion underground, in the seas and in the air, as well as detecting radioactive debris released into
fully chosen for optimal and cost-effective global coverage.

within CTBTO PrepCom in Vienna, where the data will be used to detect, locate and characterize events.
available to the States Signatories for final analysis.

ing system and brief descriptions of their characteristics and capabilities.

- Seismic primary array (PS)
- Seismic primary three-component station (P3)
- Seismic auxiliary array (AS)
- Seismic auxiliary three-component station (A3)
- Hydroacoustic (hydrophone) station (HA)
- Hydroacoustic (T-phase) station (HT)
- Infrasound station (IS)
- Radionuclide station (RN)
- Radionuclide laboratory (RL)
- International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna

2. 二国間会談及び多国間フォーラムにおける発効促進への働きかけ

日本は従来より、二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えて CTBT の早期発効をよびかけ、また、署名・批准を働きかけてきている。2002 年以降の主だったものは以下のとおりである。

(1) 二国間会談における働きかけ

2002 年 1 月の日米外相会談（於東京）において、改めて米国に CTBT の批准を要請した。同年 3 月の日・パキスタン首脳会談の際、小泉総理大臣よりムシャラフ大統領に対し CTBT 早期署名を働きかけ、10 月の日越首脳会談において小泉総理大臣よりマイン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長に対し CTBT 早期批准を働きかけた。

2003 年 1 月、川口外務大臣（当時）よりシンハ・インド外相（当時）に対し、また、同年 4 月シャローム・イスラエル外相に対し CTBT 批准を働きかけた。キエム・ベトナム副首相に対しては、同年 9 月川口外務大臣（当時）及び矢野副大臣（当時）より、ハッサン・インドネシア外相に対しては、同年 10 月、APEC 閣僚会合の際に川口外務大臣（当時）より、マーヘル・エジプト外相に対しては同年 10 月のエジプト訪問の際川口外務大臣（当時）よりそれぞれ CTBT 早期批准を働きかけた。

2004 年 6 月、日越首脳会議（於東京）において、小泉総理大臣からカイ・ベトナム首相に対し CTBT 早期批准を働きかけた。また、川口外務大臣（当時）より、同年 3 月パルコ・コロンビア外相に対し、6 月シン・インド外相及びカスーリ・パキスタン外相に対し、7 月、ニエン・ベトナム外相に対し、8 月、ムシャラフ・パキスタン大統領及びシン・インド外相に対し、CTBT 早期批准を働きかけた。更に、同年 11 月、町村外務大臣（当時）より、シン・インド外相に対し CTBT 署名・批准を働きかけた。

2005 年 2 月、町村外務大臣（当時）よりカスーリ・パキスタン外相に対し CTBT 署名・批准を働きかけた。2005 年 4 月、訪日したウリベ・コロンビア大統領と小泉総理大臣との首脳会談が行われ、右会談の後発出した共同新聞発表において、「本件に関し、制度上及び憲法上の困難はあるものの、コロンビア共和国大統領は、可能な限り早急に CTBT を批准する意思につき改めて表明した。」旨明記された。

(2) 多国間フォーラムにおける働きかけ

2002 年 8 月、ASEAN 拡大外相会議（於ブルネイ）において、川口外務大臣（当時）より ASEAN 諸国の CTBT 早期批准を呼びかけた。

2003 年 6 月、ARF 閣僚会合（於プノンペン）において川口外務大臣（当時）より 9 月の CTBT 発効促進会議へのハイレベルの参加を働きかけた。

3. 国際監視制度の整備への取組

日本は、CTBT の遵守状況を検証するための国際監視制度の立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対して技術援助を行っている。具体的には、1995 年度以降毎年、グローバル地震観測研修に研修生を受け入れたり（2004 年度までに 97 名受入れ）、地震観測機器の供与（2004 年度までに 17 件）等を行っている。このような日本の努力は、国際監視制度の整備に貢献するとともに、CTBT 加入に伴う義務の履行を容易にすることにより、加入を促進することにつながる。CTBT 機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。特に 2002 年 2 月の CTBT 機関準備委員会の検証技術作業部会では、日本に対する謝意を盛りこんだ報告書がコンセンサスで了承された。



地震観測機器の技術指導を受ける「グローバル地震観測研修」参加者

4. 日本における国際監視制度への取組

日本は、CTBT 上、10 カ所の監視施設を国内に設置することとされており、2002 年 11 月、これらの監視施設を建設・運用するための CTBT 国内運用体制を設立し、順次建設・整備を進めている。これら 10 カ所は次のとおりである。これまでに高崎、松代、夷隅の各観測所が、CTBT 機関準備委員会暫定技術事務局より認証を得て、暫定的運用を開始した。なお、条約上の監視施設としては未完成であるが、下記(2)に設置されている観測所から収集された地震情報は、既にウィーンの国際データセンターに送付されている。

(1) 地震学的監視観測所主要観測所：松代

(2) 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島

(3) 微気圧振動監視観測所：夷隅

(4) 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎

(5) 放射性核種のための実験施設：東海

核軍縮・核不拡散



第4章 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）

第1節 カットオフ条約の概要とその意義

兵器用核分裂性物質生産禁止条約は、通称 FMCT またはカットオフ条約と呼ばれる。国際的な軍縮交渉の流れの中では、1996 年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられている。すなわち、現在の核不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約（NPT）は、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を防止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することで、新たな核兵器国の出現を封じようとしている。カットオフ条約は兵器用の核分裂性物質（兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等）の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

カットオフ条約が成立すれば、米露等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味をもつだけでなく、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。ブッシュ米政権においても、カットオフ条約の交渉開始を支持していることは、前向きな要素である。

想定されている条約上の義務としては、（１）核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、（２）他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止、（３）条約遵守を検証する措置の受け入れなどが挙げられる。

第2節 これまでの経緯

カットオフ条約は、1993 年 9 月にクリントン米大統領（当時）が国連総会演説で提案したものであるが、同年 11 月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意された。

これを受け、1995 年、特別報告者に指名されたシャノン・カナダ大使が、交渉マンドート案を盛り込んだ報告書を提出し採択された。また、これを受け、カットオフ条約を扱う特別委員会を、CD に設置することが初めて決定された。CD においては、交渉を行うためには特別委員会が設置される必要があるが、このような委員会が設置されたのは 1995 年と 1998 年だけであった。そのうち、1995 年の特別委員会は、議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月、設置されたものであり、モアー・カナダ大使が特別委員会議長に任命された。同議長の下、カットオフ条約交渉特別委員会は、同年8月27日～9月1日の間に2回にわたり会合を開催した。しかしながら、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

1999年になると、再びCDの作業計画を巡る議論が紛糾したため、同特別委員会が再設置されることはなかった。また、2000年には、同年4月に開催されたNPT運用検討会議の最終文書にて、「ジュネーブ軍縮会議におけるカットオフ条約の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画への合意」が奨励されたため、同年会期内に、カットオフ条約交渉に新たな進展があることが期待されたが、「宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)」についての交渉を、カットオフ条約交渉と同時に開始することを主張する中国と、PAROSに関して交渉を行うことは受け入れられないとする米国の対立により、結局特別委員会を再設置することはできず、条約交渉開始には至らなかった。

その後も、多くの国がカットオフ条約交渉開始の必要性を主張し、日本を始めとする各国が関係国の合意を得るべく様々な試みを行ったが、2003年会期終了時点においても条約交渉は開始されなかった。

2004年第1・第2会期においても、CDは依然として作業計画に合意できない状況が続いていたが、同年第3会期に入り、これまで作業計画に関する立場を明確にしてこなかった米国が、CD本会議の場にて、CDにおいて法的拘束力のあるカットオフ条約の交渉を開始すべきとの立場を正式に表明した。これにより、CDにおいて作業計画合意に向けた気運が盛り上がったが、2004年CD第3会期終了までに残された時間が僅かであったこともあり、2004年会期内に作業計画に合意することはできなかった(第7部第2章参照)。

第3節 日本の基本的考え方

日本は、カットオフ条約の交渉を速やかに開始し、妥結することが重要と考え、カットオフ条約の交渉開始に向けて積極的に取り組んできている。日本のこの立場は、2003年9月のジュネーブ軍縮会議本会議における川口外務大臣(当時)の演説の中でも明確にされている。

また、条約交渉が妥結したとしても、発効までには長期間を要すると思われるので、条約交渉が終了して条約が発効するまでの間、核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止(生産モラトリアム)を一方的に宣言すべきことを主張している。実際、中国を除く4核兵器国は既に生産モラトリアムを宣言している。日本は、この考えを国連総会に毎年提出している核軍縮決議案の中でも言及しており、2005年も同決議案は圧倒的多数の支持を得て採択された。また、日本は、中国に対しても生産モラトリアムに踏み切るように要望

している（2005年12月の日中軍縮・不拡散協議の場）。

第4節 カットオフ条約交渉開始に向けての日本の取組

日本はこれまで、2000年NPT運用検討会議や国連総会第一委員会（軍縮・安全保障担当）などの場において、カットオフ条約交渉を早期に開始させ、また、一旦開始された暁には、交渉が速やかに妥結するよう様々な条件整備のための外交努力を推進してきた。具体的には、1998年5月にジュネーブにおいてカットオフ条約セミナーを開催し（議長：栗原弘善外務省参与（当時））、主に技術的側面から同条約の検討を行った。2001年5月には、ジュネーブにおいて、来るべき条約交渉に備えてカットオフ条約交渉に関連する論点全般に関し、各国の担当者の知識・情報量を向上させるためにワークショップを開催した（オーストラリアと共催）。2003年2月には、CDにおいて、日本の猪口軍縮代表部大使（当時）が、カットオフ条約に焦点をあてた演説を行い、国際社会の平和と安全を維持するためにIAEAの保障措置の下に置かれていない核分裂性物質を管理することは喫緊の課題であることを強調した。また同年3月には、再びジュネーブにおいて、オーストラリア、国連軍縮研究所（UNIDIR）と共催にてカットオフ条約に焦点を当てた「検証に関するワークショップ」を開催した。このワークショップには、2001年に開催したカットオフ条約セミナーに不参加であった中国、パキスタンを含めた各国政府関係者、関係国際機関、非政府団体の代表者ら約120名が出席し、「検証」という軍備管理・軍縮・不拡散条約における極めて重要なテーマに関し多角的な視点から議論を行った。

さらに、2003年8月、猪口軍縮代表部大使（当時）が2003年CD第3会期議長に就任するのを控え、日本は、カットオフ条約に関する議論を活性化させるため、論点を包括的に整理した作業文書（条約の対象範囲、検証を含む技術的検討及び組織的・法的事項の論点を整理したもの。）をCDに提出した。

このほか、日本は、あらゆる機会を通じて関係国政府、国際世論に対し、カットオフ条約の重要性を訴えてきている。日本は、条約交渉の早期開始に向け、今後ともこうした外交努力を継続していく方針である。

第5章 国際原子力機関（IAEA）保障措置

第1節 IAEA 保障措置の概要

保障措置（safeguards）とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関（IAEA）憲章第3条 A5 には、このような保障措置の実施が IAEA の任務である旨明記されており、IAEA は、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA 保障措置は、NPT を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するための不可欠な制度である。

IAEA は、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970 年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）第3条1が、締約国である非核兵器国に対して、国内の全ての核物質を対象とする IAEA 保障措置を受諾することを義務付けたため、IAEA は NPT 締約国が締結すべき保障措置協定のモデルを作成した。IAEA は以後このモデルに従って各国と保障措置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990 年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑によって、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997 年、IAEA 理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002 年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置（統合保障措置）が適用されている。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のために、追加議定書の普遍化等の外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA 保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1. 包括的保障措置協定（Comprehensive Safeguards Agreement）

NPT 第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務付けている。さらに、保障措置は、

「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と定めている。

NPT に加入する多くの非核兵器国が IAEA と締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreement)」(IAEA の文書番号から「153 型保障措置協定」または「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる) であり、日本については、1977 年 12 月 2 日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及びこのような探知能力を抑止力として転用を防止することにある。」「有意量 (significant quantity)」とは、核爆発装置の製造の可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン 233 では 8kg、濃縮度 20% 超のウラン 235 では 25kg に相当するとされている。

また、保障措置の具体的手法は、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「核物質の計量管理」が基本となり、重要な補助的方法としての「封じ込め」と「監視」がある。「計量管理」とは、原子力施設における核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理を意味する。管理には、核物質を取り扱う事業者による管理及び国による管理に加え、国からの申告を受け、IAEA が申告内容が適切か否かを検認する管理がある。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合には IAEA がその行為を把握することができるようにする手法を、また「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法を言う。

2. その他の保障措置協定

NPT に基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定された IAEA 文書に基づく保障措置協定は「66 型保障措置協定」または「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。同協定は現在、NPT 未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT 上の 5 核兵器国 (米、英、仏、中及び露) は IAEA 保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国と IAEA が締結している保障措置協定は、「自発的 (ボランタリー・オファー) 保障措置協定」と呼ばれる。

第3節 保障措置の強化・効率化

1. 保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内の全ての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、締結国が秘密裏に行う活動を検知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年、IAEAは保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997年5月、IAEA理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定の議定書としての位置付けから、「追加議定書 (Additional Protocol)」と呼ばれる。

追加議定書は、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるものである。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2時間又は24時間前）での立ち入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、IAEAの活動に対する関心はこれまで以上に高まっており、核不拡散体制の維持に不可欠なIAEA保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。しかし、包括的保障措置協定の締結国は、NPT上その締結が義務付けられている184カ国のうちの149カ国（2006年1月時点）にとどまっており、また、追加議定書の締結国も73カ国（署名国は107カ国）（2006年1月時点）という低い水準にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている。

2. 保障措置の効率化と統合保障措置

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大や、そのための財源を如何に確保するかという問題が認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrated safeguards）のあり方について活発な議論が行われ、その結果、2002年3月、IAEA理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念であり、IAEAが包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴うIAEA及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。

第4節 日本の取組

日本は、IAEAの職務の中で極めて重要な位置を占める保障措置のシステムを強化し、また、効率化するために、以下のような取組を行っている。これらに加え、2005年10月より、日本の天野ウィーン代表部大使が、IAEAの実質的な意思決定機関である理事会の議長を務めており（任期1年）、IAEAの円滑かつ効果的な運営のために努力することを通じ、国際的な核不拡散体制の強化に貢献している。

1. 追加議定書の普遍化

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づくIAEA保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEAにおけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進してきた。その取組の一環として、日本は、世界各地においてIAEAが開催する地域セミナーに対して財政的・人的貢献を行ってきている（2001年6月には東京にて開催）。さらに、日本は2002年12月9日及び10日には、東京においてIAEAとの協力の下、世界36カ国からの代表を招いて「IAEA保障措置強化のための国際会議（International Conference on Wider Adherence to Strengthened IAEA Safeguards）」を主催した。同会議では、それまでの追

加議定書締結促進のための地域セミナーの成果を参加者全体が共有し、全参加者の総意をもって普遍化の指針となる議長総括が作成された。日本は、また、2 国間協議や多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G8 としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

2. 保障措置の効率化と統合保障措置の実施

IAEA の通常予算は、過去 10 年以上実質ゼロ成長で推移してきたこともあり、通常予算の約 4 割を占める保障措置予算を中心として、拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じ始めていた。このような状況を受け、2003 年の第 47 回 IAEA 総会において、保障措置予算を中心とする通常予算の増額が決定された。日本としても、保障措置の強化には、その財政的基盤の確保が不可欠であるとの認識から、通常予算の増額を支持した。同時に、日本は限られた IAEA の資源を有効活用する重要性に鑑み、IAEA 事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきている。

統合保障措置の適用を受けるためには、IAEA が、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「結論」を導出する必要がある。日本については、2004 年 6 月の IAEA 理事会においてこの「結論」が出され、2004 年 9 月 15 日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国への統合保障措置の適用は日本が初のケース（2004 年末現在で日本を含む 6 か国に適用）であり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、今後は保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待される。



IAEA 理事会議長を務める天野ウィーン代表部大使
（2005 年 10 月 於：ウィーン）

IAEA 及びエルバラダイ事務局長によるノーベル平和賞受賞

2005 年 10 月 7 日、ノルウェーのノーベル賞委員会は、同年のノーベル平和賞を IAEA 及び同エルバラダイ事務局長に授与する旨発表した。

ノーベル賞委員会は、同賞授与理由として、IAEA 及び同事務局長による「原子力が軍事目的に利用されることを防止し、平和的目的の原子力利用が可能な限り安全な方法により実施されることを確保するための努力」を挙げると同時に、「軍縮のための努力が膠着状態にある中、また、核兵器が国家やテロリストに拡散する危険が存在し、かつ原子力が益々重要な役割を担っている状況下、IAEA の業務は計り知れない程の重要性を有する」旨述べた。

受賞決定日に町村外務大臣（当時）は談話を発出し、IAEA 及びエルバラダイ事務局長への祝意を表明した上で、同賞受賞は、IAEA が「核不拡散体制の維持・強化を通じて世界の平和と安定に貢献してきたことに対する賞賛とともに、今後の更なる活躍に対する国際社会の期待を表したもの」との認識を示し、引き続きその活動を支援していく考えを表明した。

IAEA は、受賞の決定を受けて 10 月 14 日に特別理事会を開催し、受賞を歓迎するとともに、IAEA に授与される賞金を途上国支援（ガン治療及び栄養状態の改善）に利用するために特別基金を設置すること、授与式には、IAEA を代表して理事会議長（天野在ウィーン国際機関代表部大使）他が出席することを決定した。12 月 10 日には、授与式（ノルウェー、オスロ）が行われ、出席したエルバラダイ事務局長及び天野大使他が記念メダル等を受領した。



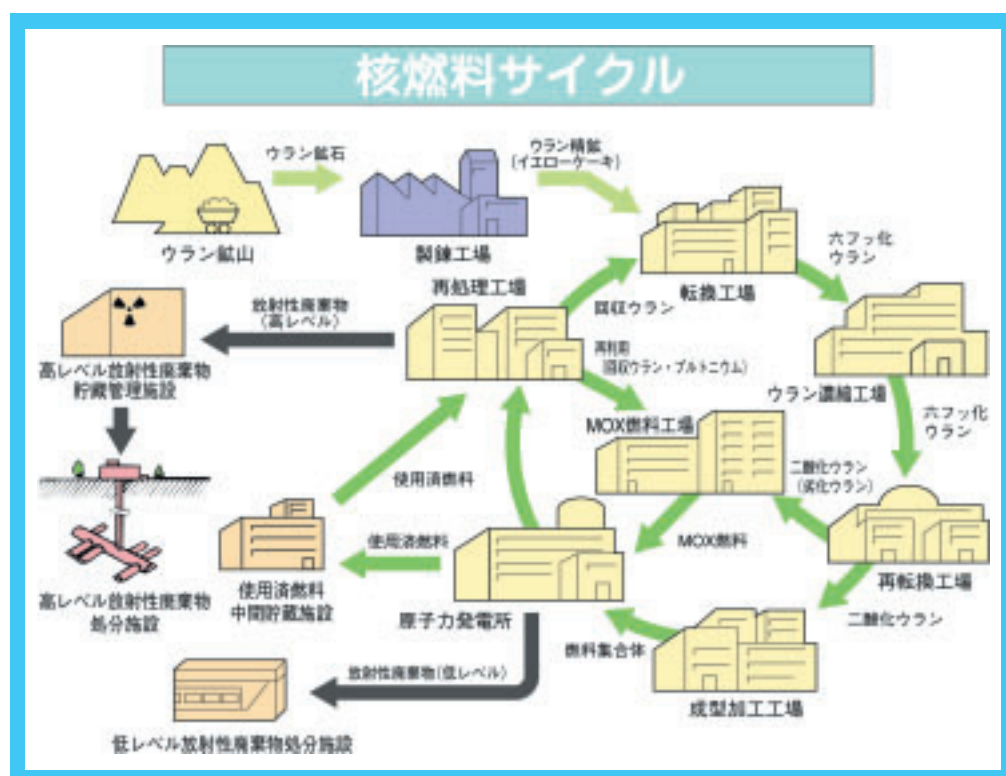
ノーベル平和賞を受領したエルバラダイ IAEA 事務局長と
天野ウィーン代表部大使（IAEA 理事会議長）
（2005 年 12 月 於：ノルウェー オスロ）
Photo credit : IAEA / Dean Calma

第6章 濃縮・再処理に関する機材や技術に対する管理強化

第1節 国際的な議論の状況

1. 総論

国際的な核不拡散体制は、2002年に深刻化した北朝鮮及びイランの核問題、2003年12月に廃棄を表明したりピアの核兵器計画、2004年2月のAQカーン博士を中心とする核拡散の「地下ネットワーク」の顕在化等によって、大きく揺らいでいる。こうした中、国際社会においては核不拡散体制の「抜け穴」を塞ぐ必要があるとの認識が高まっており、特に、核兵器開発にも使用しうる濃縮・再処理に関する機材や技術に対する管理強化については、エルバラダイ IAEA 事務局長及びブッシュ米大統領による各提案をはじめとする様々なアイディアが出されており、国際的な議論が活発に行われている。



（出典：「原子力・エネルギー」図面集 2005-2006（財）日本原子力文化振興財団）

2. エルバラダイ IAEA 事務局長による提案

エルバラダイ IAEA 事務局長は、2003 年 10 月、「エコノミスト」誌において、「より安全な世界に向けて」と題する論文を発表した。その中で、同事務局長は、現行の不拡散体制下においては、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数ヶ月以内に核兵器を生産することができるため、新たなアプローチが必要である旨述べた。

その後、2004 年 6 月の IAEA 理事会において、エルバラダイ IAEA 事務局長は、「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ (MNA)」の可能性を検討する国際専門家グループを任命した旨発表した。同グループは、次の 3 点について議論・検討することとなった。

- (1) 核燃料サイクルのフロント・エンド及びバック・エンドに対するマルチラテラル・アプローチに関する問題及び選択肢の分析の特定及び提示。
- (2) 核燃料サイクルのフロント・エンド及びバック・エンドに対するマルチラテラルな取り決めにおける協力への政策、法、安全保障、経済、制度及び技術的な誘因及び抑止的な要素についての概観の提示。
- (3) 本グループに関連して、核燃料サイクルに対するマルチラテラルな取り決めについて歴史的及び現在の経験に関する概観と分析の提示。

国際専門家グループは、2004 年 8 月から 2005 年 2 月まで 4 回にわたり会合を行い、2005 年 2 月 22 日に MNA に関する報告書を公表した。報告書（注）における主要な結論として、同グループは、核燃料サイクル及び技術移転に対する全般的な管理を強化するための措置をとるよう勧告し、それらの措置には、追加議定書の普遍化や輸出管理のより厳格な実施及び普遍的参加も含まれるとした。議論のモメンタムを維持するために、同グループは、IAEA 加盟国、IAEA 事務局、原子力産業及びその他の原子力関連組織が、MNA 一般及び 5 つのアプローチ（既存の商業的市場メカニズムの強化、IAEA の参加による国際的な供給保証の発展及び実施、既存の施設の MNA への任意の転換の促進、新規施設への多国間及び地域的な MNA の創設、より強力な多国間取り決め（地域又は大陸毎に）、並びに、IAEA 及び国際社会を関与させるより幅広い協力を伴った核燃料サイクルの開発）に注目することを勧告した。また、同グループは、国際的な供給保証を確保しつつ、民生用核燃料サイクルに関する不拡散上の保証を増加させる目的は、MNA を徐々に導入することによって達成することができるかもしれないとしている。

エルバラダイ事務局長は、2005 年 3 月の IAEA 理事会の冒頭報告において国際専門家グループの報告書について言及した他、5 月の NPT 運用検討会議のステートメントにおいては「要請があれば、恐らく供給保証のためのアプローチの策定を手始めに、

燃料サイクルに関連する法的、技術的、経済的、機構的側面についてより詳細な作業を追求したい。」旨述べた。同運用検討会議においては、多くの国が MNA について積極的な姿勢を示したが、何ら実質的事項については合意されなかった。

MNA に関連する最近の動きとしては、2005 年 9 月の IAEA 総会において、エルバラダイ事務局長が「第一のステップは、原子力発電を行っているすべての国への原子力技術及び核燃料の供給保証のための国際的な枠組みを創る」旨、また、米国が「濃縮・再処理を放棄した国が、民生原子炉のための燃料への信頼できるアクセスを確保するために作業する」旨発言したことが挙げられる。2006 年 2 月現在、MNA の検討に関するその後の具体的な進展は特段見られていない。

なお、MNA とは別に、エルバラダイ IAEA 事務局長は、2005 年 2 月 2 日付ファインナンシャル・タイムズ紙において、同年 5 月の NPT 運用検討会議において「ウラン濃縮及びプルトニウム分離のための追加的な施設の 5 年間の凍結」について合意し、その間、技術管理のためのより良い長期的選択肢を策定すべき旨提案した。こうした提案は、2003 年 9 月にアナン国連事務総長によって設立された脅威、挑戦及び変化に関する国連ハイレベル委員会が 2004 年 12 月に提出した報告書においても言及されており、2005 年 5 月の NPT 運用検討会議におけるステートメントにおいて、エルバラダイ IAEA 事務局長は、「ハイレベル委員会は、この取り決めが交渉されている間、新たな燃料サイクル施設に関する自発的な時限付きのモラトリウムを設けるよう要請しているが、この提案はこれまで私が述べてきたものである。」と述べた。しかし、ハイレベル委員会の報告書を踏まえて 2005 年 3 月に公表された国連事務総長報告においては、「平和的利用に必要な燃料の供給を保証しつつ、自発的に自国のウラン濃縮及びプルトニウム分離能力の開発を放棄するインセンティブを作ることに焦点を当てるべき」と記載されているものの、「時限付きモラトリウム」の提案までは盛り込まれず、また、5 月の NPT 運用検討会議においても同提案を支持する国はほとんどなく、実質的な議論は何らなされなかった。

(注) 報告書の正式タイトル: 「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ (Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle)」。本報告書の本文では、右について、Multilateral Nuclear Approaches (MNA) との略称を用いている。なお、本報告書によれば、multinational (複数国の参加)、regional (近隣国からの参加) 及び international (複数国及び/又は IAEA のような国際機関の参加) を包含する最も広く柔軟な概念を示す multilateral (単に複数の主体の参加を意味する) の用語を用いることとしている。

3. ブッシュ米大統領による提案

2004 年 2 月 11 日、ブッシュ米大統領は、米国防大学での演説において、人類にと

って今日の最大の脅威は、化学、生物、放射能又は核兵器による秘密かつ突然の攻撃の可能性であるとして、顕在化したばかりの AQ カーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のための 7 項目の提案を行った。その中の第 4 項目として、「原子力供給国グループ (NSG) の 40 カ国は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していない如何なる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

この提案は、NSG において議論されるとともに、2004 年 6 月の G8 シーアイランド・サミットの「不拡散に関する G8 行動計画」において、「これら資機材の輸出は、グローバルな不拡散の規範に従った基準に則ってのみ、かつ、これらの規範を厳格に約束している国家に対してのみ行われるべきである。我々は、NSG のガイドラインを適切に改訂し、将来このような措置に対し出来るだけ広い支持が得られるように取り組む。我々は、次回の G8 サミットまでに適切な措置を導入することを目指す。このプロセスを支援するためそれまでの 1 年間、追加的な国への濃縮・再処理の機材・技術の移転を伴う新たなイニシアティブを開始しないことが思慮深いことであるという点に合意する。」旨明記された。

本件は、その後、NSG において引き続き議論され、2005 年 6 月のオスロでの NSG 総会において最終的な合意には至らなかったが、濃縮・再処理技術に関する NSG ガイドラインの更なる強化は今後の優先事項として継続議論されることで合意され、その後も NSG において協議が継続している。また、2005 年 7 月の G8 グレンイーグルズ・サミットの「不拡散に関する G8 首脳声明」において、前年のシーアイランド・サミットと同様の文言が明記された。

4. 新たなイニシアティブ

2005 年 9 月以降、米国を中心として、現在の核燃料市場を補完する“セーフティネット”としての「仮想燃料銀行 (virtual fuel bank)」の構築を目指し、濃縮ウランの供給を現在行っている国 (英、仏、蘭、独、露) と米国とで核燃料供給保証の枠組み構築に関する議論が進められている。また、米国は核燃料供給に更なる保証を与えるため、独自のイニシアティブとして、同年 9 月の IAEA 総会において、IAEA の検証の下で 17.4 トンの兵器級高濃縮ウラン (15 基の原子炉を 1 年間運転できる量) を希釈して得られる低濃縮ウランを用いる「燃料備蓄 (Fuel Reserve)」を 2009 年までに設けることを提案した。

2006 年に入ってから、ロシア及び米国がそれぞれ新たなイニシアティブを発表した。1 月 25 日、プーチン露大統領は、ウラン濃縮を含む核燃料サイクル・サービスを提供する複数の国際センターの設置を提案した。ロシアは、この提案は、核兵器開発に繋がる恐れのあるウラン濃縮・再処理に関する機微技術を断念した国に対し、国際センターが濃縮・再処理サービスを IAEA の管理の下で、無差別且つ合理的な商業

的条件で提供することを想定していると説明している。

同年2月6日には、ボドマン米国エネルギー省長官がブッシュ大統領の一般教書演説で言及された先進的エネルギー・イニシアティブの一環として「国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）」構想を発表した。この構想は、国際的なエネルギー需要の増大を踏まえ、環境・開発・不拡散の目的に資する形で原子力を世界的に拡大することを目指す。そのため、使用済核燃料をリサイクルして放射性廃棄物を低減し、核拡散の懸念を最小限とするため核拡散抵抗性の高い先進的な技術の開発をはじめ、日本を含む原子力先進国が協力して、濃縮・再処理活動を行わないことを約束する途上国にクリーンで安全な原子力を提供するための核燃料サービス計画を確立することなどが主な要素として含まれている。

第2節 日本の基本的考え方

日本の基本的な考え方は、2005年5月のNPT運用検討会議に提出した日本の提案「21世紀のための21の措置」及び日本の作業文書で示されているとおりである。すなわち、国際社会の平和と安定を維持・強化するために、国際的な核不拡散体制を強化すべきとの認識は共有されている。このための最も現実的かつ効果的方法としては、まず追加議定書の普遍化を通じたIAEA保障措置活動の能力向上、並びにNSG及びザンガー委員会を含めた多国間の輸出管理枠組みの強化を図ることである。したがって、日本は、ブッシュ米大統領の提案を受けて継続されているNSGでの議論に積極的に参画しているところである。

MNAについては、国際専門家グループによって行われた集中的な努力を評価しており、今後の議論では同専門家会合で十分に議論されなかった次の点につき十分精査することが必要であると考えている。

- (1) MNAが、本件議論のそもそもの契機となった理由である国際的な核不拡散体制の強化につきどのように貢献することができるのか。
- (2) MNAが、NPT上の義務を誠実に履行し、高い透明性をもって、国際社会の信頼を得て原子力の平和的利用を行っている国のかかる活動を不必要に制約することとならないか。

今後、核燃料供給保証についての国際的な議論が活発化することが予想されるところ、核不拡散と原子力の平和的利用の両立に誠実に取り組んできた日本として、世界の核不拡散問題に対応した新たな国際的枠組みの構築に向けて、どのような貢献ができるか検討し、国際的な議論に積極的に参画していく考えである。

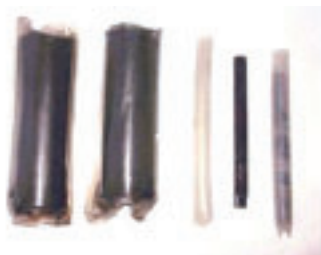
なお、濃縮・再処理施設の新規建設の5年間凍結といった考え方については、日本が国際社会の信頼を得て行っている核燃料サイクル活動を含め、原子力の平和的利用を阻害する可能性があり、適切なアプローチではないとの立場をとっている。

第7章 核セキュリティ

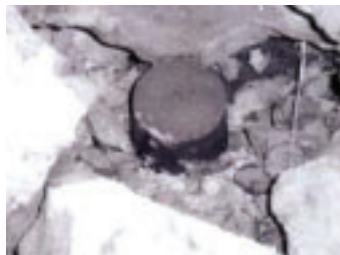
2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、国境を越える活動、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、核兵器の盗取、盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、放射性物質の発散装置（いわゆる「汚い爆弾」）、原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えている。IAEAは、核物質、その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不正移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。

核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA及び国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



チェコで押収されたウランの塊
（2003年11月 提供：IAEA）



廃棄された原子電池用
ストロンチウム90線源
（2001年12月にグルジアにて発見
提供：IAEA）



セシウム137線源と共に廃棄
された装置
（2004年12月トルコにて押収
提供：IAEA）

第1節 IAEAと国連とを中心とした取組

1. IAEAによる取組

（1）核テロ防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後にウィーンで開催されたIAEA総会

において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けた IAEA の活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するよう IAEA 事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002 年 3 月の IAEA 理事会において、核テロ対策を支援するために IAEA において実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等 8 つの活動分野（注）から構成される第 1 次活動計画（2002 年～2005 年）が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）が設立された。2005 年 3 月には、IAEA の核テロ対策の活動をレビューするため、「核セキュリティに関する国際会議」がロンドンで開催された。この会合では、今後とも核物質等テロ行為防止特別基金を活用した形での取組を継続・強化していくことの必要性が強調された。これを受け、活動分野の再整理（ニーズ評価、分析・調整、防止、探知と対応）が行われ、第 2 次活動計画（2006 年～2009 年）として 2005 年 9 月の理事会で承認された。

（注）8 つの活動分野（ 核物質及び原子力施設の防護、 悪意をもった核物質の使用の探知、核物質の計量管理制度の整備、 放射性同位元素の管理、 原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、 不法行為が発生した際の対応、 関連条約・ガイドライン等の実施、 核セキュリティの調整及び情報交換）

（２）放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。1998 年、旧ソ連、東欧等における出自不明の放射線源による一般公衆の死亡事故を含む深刻な被ばく事故が契機となって、世界的な放射線源管理体制の強化に関する IAEA 主催の国際会議がディジョン（フランス）において開催された。この会議では、各国政府による放射線源の安全と管理体制の強化の必要性につき参加者間の認識が共有された。1998 年 9 月の IAEA 総会では、ディジョン会議の結果に言及しつつ、IAEA 事務局に対し、放射線源の安全とセキュリティの強化に関する国際的な行動計画の策定を要請する内容の決議が採択された。IAEA 事務局は、1999 年 9 月の IAEA 総会に放射線源の安全とセキュリティに関する国際的な行動計画を提出し、IAEA 総会はこの行動計画の実施を承認した。このような経緯から、IAEA は、2000 年初頭からより詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできた。特に 2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、放

射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念を踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、悪意をもった放射線源の使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。

(3) 核物質防護のための国際基準

IAEAは核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定してきており、1999年に改訂された第4版（Rev.4）が最新版となっている。改訂された第4版（INFCIRC/225/Rev.4（Corrected））においては、核物質防護に関する国と事業者との役割分担がより明確化され、核物質防護システムの設計に当たり、考慮すべき脅威を明確にする設計基礎脅威（Design Basis Threat）の評価と策定は国の責任であることが明記されている他、原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護要件が明確化され（タイトルも「核物質の防護」から「核物質及び原子力施設の防護」と改められた。）、罰則を含む機密情報管理の徹底、国による事業者の防護措置の検査と事業者自身による定期的な自己評価等の措置が勧告されている。更に、輸送に関しては、防護強化のための専門家による評価、輸送計画と防護措置の国による事前承認、また、原子力施設への妨害破壊行為への対応の一つとして、武装攻撃への対応を確実にするため、施設への中央警報ステーションの設置、輸送の際の輸送管理センターの設置、対応部隊との連絡・連携体制の強化等の各措置を講じることが勧告されている。

(4) 核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定の水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないと規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続きを免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条

約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2006年2月現在、締約国は115カ国及び1国際機関（欧州原子力共同体）となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質の防護に関する条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。今回採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、核物質及び原子力施設に対する妨害破壊行為も犯罪とすることとされた。

（５）地球規模脅威削減イニシアティブとの協調

2004年5月、米国のエイブラハム・エネルギー省長官は、米国や旧ソ連より各国に対して研究炉用の燃料として提供された高濃縮ウランがテロリストの手に渡ることを防ぐため、米国及びロシアを起源とした高濃縮ウラン燃料等の米国及びロシアへの返還を中心に、国際社会の脅威となり得る核物質及び放射線源を削減するための包括的な構想として地球規模脅威削減イニシアティブ（GTRI：Global Threat Reduction Initiative）を提唱した。2004年9月、ウィーンにて米国・ロシア共催にて開催されたGTRIパートナー会合において、本イニシアティブの目的として、全てのロシア起源の使用済燃料の2010年までの返還、米国起源の研究炉使用済燃料の10年以内（注）の返還作業の加速化等があげられ、IAEAと協調してGTRIの実施のあり方につき調整していくこととなった。

（注）2004年12月、米国エネルギー省は、返還期限を2019年に延長する旨発表した。

2. 国連による取組

1996年に国連総会において採択された国際テロ撲滅アド・ホック委員会の設立等を決定する「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、ロシアの提唱により、1997年2月に国連総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会において、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称）」の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発テロの発生を受けて再開された。2005年2月、米露首脳会談後に発出された「核セキュリティに関する協力に関する共同宣言」の中で、本条約の早期採択に向けて米露両国が協力

することが強調された。また、2005年3月に発表された事務総長報告書において、アナン国連事務総長は、条約の早期採択が喫緊の課題であるとし、各国の努力を求めた。このように条約の早期採択に向け気運の高まる中、2005年4月1日、国際テロ撲滅アド・ホック委員会において条約の案文が確定し、2005年4月13日、第59回国連総会においてコンセンサスにより採択された。

この条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

第2節 日本の取組

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2004年度までに累計で65万8000ドルを拠出し、IAEAの第1次活動計画を支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、日本の長年の原子力の平和的利用の経験及び保障措置受入れの経験から培った精度の高い分析技術や測定技術などの計量管理技術を活用し、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタン共和国のウルバ核燃料施設で行っている。このプロジェクトの実施により、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善しているとの評価がIAEAより得られている。

更に、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のための基礎的かつ重要なステップであるとの認識の下、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度（SSAC：State System for Nuclear Material Accountancy and Control）の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。

上述の「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称）」については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉総理大臣が署名した。2005年7月に採択された核物質防護条約の改正と併せて、早期締結に向け検討を行っている。

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、核セキュリティ関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、原子力発電所を含む原子力施設等の防護水準を国際的に最先端のレベルにまで引き上げ、核物質防護体制を盤石なものとするため、IAEAの最新のガイドライン（INFCIRC/225/Rev.4（Corrected））に規定されている防護要件を参考とし、文部科学省及び経済産業省原子力安全・保安院等が、原子力施設への設計基礎脅威を策定し、事業者がかかる脅威を踏まえて防護措置を強化整備する強化策を適用することとなった。更に、以下の各種防護対策の強化を盛り込んだ原子炉等規制法の改正が2005年通常国会で承認された。

事業者が講じた防護措置について、規制当局が実効性等の観点から検査し、要すれば改善指示を行う。

核物質防護に係る機密情報について、事業者はその守秘を担保する。また、機密情報を漏洩した者に対して、科罰する。

更に、日本は、上述の2004年9月のIAEA理事会で承認された「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を2006年1月より実施する旨の書簡をIAEA事務局に対し2005年12月に発出した。

第8章 旧ソ連諸国の非核化協力

第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月にSTART I（第1次戦略兵器削減条約）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連邦が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3カ国の核兵器はロシアに移送されることが決まった。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施すべきものであるが、旧ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国とともに、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、旧ソ連4カ国（旧ソ連下で核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）との間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日露、日ベラルーシ、日ウクライナ、日カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミットにおいて、日本は、旧ソ連4カ国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当）のプロジェクトに対する協力を表明した（各国に対する協力の詳細は第3節及び第4節を参照）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等もあり、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手をいかに防ぐかが国際社会全体における重要な課題となってきた。そのような中で、G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組む姿勢を示し、2002年のカナダスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 G8 グローバル・パートナーシップ

1. 経緯

先進8カ国（G8）首脳は、2002年6月26及び27日にカナダで開催されたカナダスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器（核、化学、生物の各兵器、及びその関連物資等）の拡散防止を主な目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。

これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする。具体的な優先分野は、退役した原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定するとともに、今後10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標として掲げた。

2. 意義

G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想である。この構想には、冷戦の負の遺産を整理するという歴史的な意義があるほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散、環境保全という3つの側面から実質的な意義がある。

G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、わが国を含む各国が2国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力してきた。しかし、G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達の規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取組を構築しようとするものである。同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える「指針」が作成され、ロシアも合意している。G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えることができる。

このG8グローバル・パートナーシップは、日本にとっても大きな意義を有している。

第一に、事業の実施に関する「指針」により、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた。この「指針」には、責任の所在、十分な協力の必要性、評価のためのG8調整メカニズムの設置を定めるとともに、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点で必要な措置を講じること

が明記されており、日本の主張を十分反映したものである。

第二に、G8 が共同してロシアと調整を進める枠組みが出来たことにより、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組み、また、ロシアと調整することが容易になった。

3. 日本の取組

日本は、カナナスキス・サミットの場において協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨述べた上で、G8 グローバル・パートナーシップに、当面2億ドル余りの貢献を行うこととした。具体的には、そのうち1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体にあて（以下第3節参照）、また、1億ドルを余剰兵器プルトニウムの処分計画（以下第3節3.参照）のために拠出することとしている。

4. 各国の取組

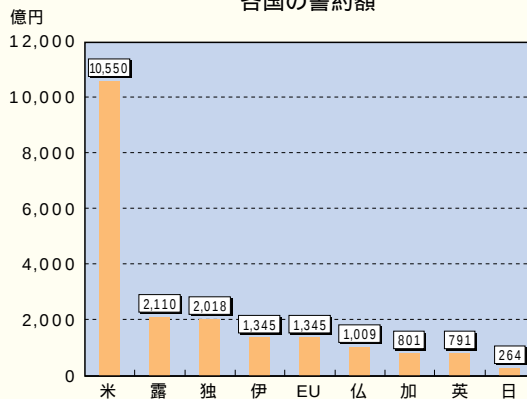
2003年10月までに、G8 グローバル・パートナーシップの下で、G8 各国は次のとおり支援を表明した。

米国：100億米ドル、ロシア：20億米ドル、ドイツ：15億ユーロ、イタリア：10億ユーロ、EU：10億ユーロ、英国：7.5億米ドル、フランス：7.5億ユーロ、カナダ：10億カナダドル

その後、2005年7月までに、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド、オランダ、オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド、ウクライナがG8 グローバル・パートナーシップへ新たに参加することを決定した。また、オーストラリアはG8 グローバル・パートナーシップに参加したことに伴い、2004年6月、日露非核化協力委員会に極東ロシアにおける原潜解体関連事業のために1000万豪ドルを拠出した。

2003年のエビアン・サミット、2004年のシーアイランド・サミット、2005年のグレンイーグルズ・サミットにおいては、「G8 グローバル・パートナーシップ」をフォローアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8 グローバル・パートナーシップ参加国の更なる拡大等に言及している。

G8グローバル・パートナーシップ
各国の誓約額



注：各国の誓約額は、以下の為替レート（2004年2月17日、東京）で円貨に換算した。
 米、露、英、日（1億ドル分）の誓約額（米ドル）は、1米ドル＝105.5円。
 独、伊、EU、仏の誓約額（ユーロ）は、1ユーロ＝134.5円。
 加の誓約額（加ドル）は、1加ドル＝80.1円。

第3節 ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）

日本によるロシアに対する非核化協力の内容を略述すると以下のとおりである。

1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物（約5000立方メートル）に加えて、今後極東において実施される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻あたり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引き渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ポリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は一滴も日本海に投棄されていない。



日露非核化協力の枠内で建設・供与された
低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

現在、日本海を挟んで日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した約30隻の原子力潜水艦が係留されている。その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、このまま放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっている（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されている）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も排除できない。

このように、退役原潜の迅速かつ安全な解体は、核軍縮の観点のみならず、核不拡散や日本海の環境保護の観点からも重要かつ緊急の課題となっている。退役原潜の解体は第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも自国で解体を進めているが、ロシアだけで全ての原潜を解体するには時間がかかり、環境汚染のおそれもあるので、諸外国からの協力を必要としている。

日本は、米国とも調整しつつ、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年5月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年9月）を策定し、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施した。また、2002年11月には新藤外務大臣政務官（当時）がウラジオストクを訪問し、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉総理大臣訪露時に日露首脳により採択された「日露行動計画」

において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原子力潜水艦解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）に因んで「希望の星」と命名された。また、実施体制を強化するため、日露非核化協力委員会内に日露双方の担当官からなる「実施タスクフォース」の設置が決定された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、それまでの調査の結果を踏まえ、「希望の星」の最初の事業として、ズヴェズダ造船所に保管されている「ヴィクター 級」退役原子力潜水艦1隻の解体に協力することを決定した。2003年6月、同委員会とロシア原子力省（当時）との間で同事業に関する基本文書に署名がなされ、同年12月には、解体を行うための契約が署名され、解体事業に対する協力が開始された。同事業は2004年12月、完了した。



ズヴェズダ造船所における原潜解体「ヴィクター 級退役原潜」

また、2004年には田中外務大臣政務官（当時）がウラジオストク及びカムチャツカを、2005年7月には河井外務大臣政務官（当時）がウラジオストクをそれぞれ訪問し、原潜解体現場を視察するとともに、関係者と協議した。

2005年1月、町村外務大臣（当時）が訪露した際開催された日露非核化協力委員会総務会において、新たに5隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することが決定された。その後、同決定を受け、日露両国は本件協力に関する実施取決め合意に向けた協議を行い、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に本件実施取決めが署名された。今後、解体作業が具体化する。また、原潜解体から生じる原子炉区画を陸上に保管する施設の建設についても日露両国で協力を検討していく予定である。



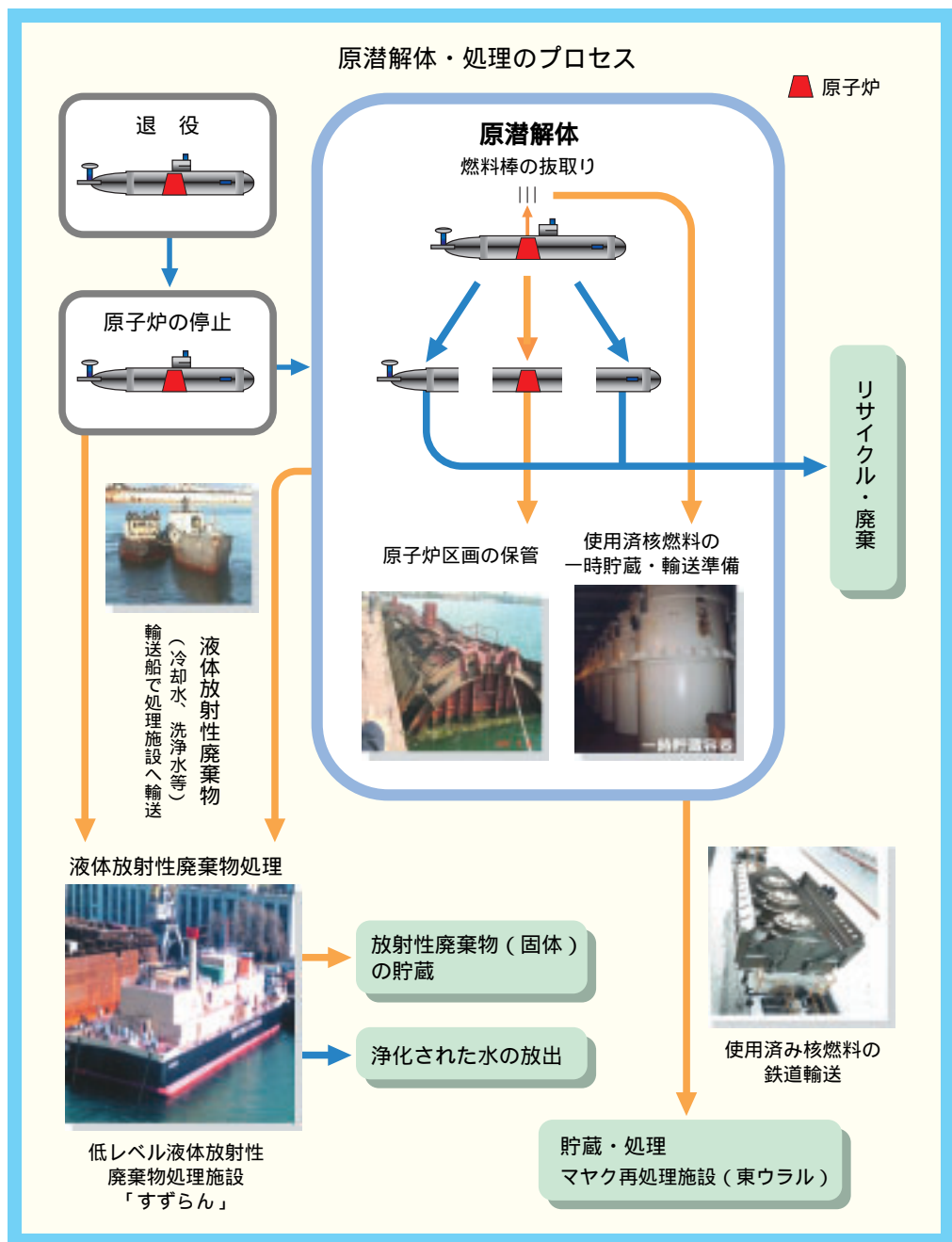
「ずずらん」視察を行う河井外務大臣政務官（当時）
（2005年7月）

3. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

（１）問題の所在

米国とロシアの間で核軍縮に進展が見られた結果（参考「核兵器国の軍備管理と核軍縮」第2節1.参照）解体された核兵器から大量のプルトニウムが発生することとなった。特に、国内管理体制が弱く、処分のための資金も少ないロシアにおいて、余剰兵器プルトニウムの核兵器への再転用と流出を防止することが、（イ）不可逆性（プルトニウムが核兵器製造に再利用されないこと）の確保により米露核軍縮の一層の進展を促し、（ロ）核テロ対策及び核の不拡散を強化する観点から、重大な課題となっている。

この問題は、当事国である米露間で協定に基づく枠組みを構築して取り組んできているが、資金・技術面等で他の主要国の協力が強く望まれており、これまでも G8 サミット・プロセスの主要案件として協力が検討されてきた。



(2) G8 サミット・プロセスにおける検討と日本の取組

2000 年米露協定により、米露双方でそれぞれ、34 トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意した。ところが、ロシアには十分な資金が無く、他の G8 各国に支援が求められ、G8 サミット・プロセスの主要案件として、国際的な資金調達計画及び協力関係を調整するための多国間の枠組みの構築に関

する検討が行われてきた。

2002年6月のカナサスキス・サミットにおいて合意されたG8グローバル・パートナーシップの中で、ロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分は、優先課題の一つとして位置付けられた。これを受け、日本は、このサミットにおいて、小泉総理大臣より、余剰兵器プルトニウム処分計画に1億ドルの拠出を行うことを発表した。

一方で、日本の核燃料サイクル開発機構（当時）とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2～3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムをパイパック（振動充填）燃料に加工し、高速炉を用いて処分することに成功しており、日本としては、上記の日本による1億ドルの資金貢献が、日露研究協力の更なる発展につながることを期待している。

現在も、G8諸国を中心に、余剰兵器プルトニウムの処分方式や多国間の枠組みのあり方等について、検討が行われている。

第4節 その他の日本の非核化協力

1. ウクライナ

（1）国内計量管理制度（SSAC）の確立支援

SSACとは、どのような核物質がどれだけあり、一定期間に新たにどれだけ搬入・搬出され、そして現在、どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に計量管理するとともに、この流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度である。また、IAEAが保障措置を効率的に適用し、その信頼性を確立するための前提として整備する必要があるものである。

ウクライナは、旧ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加入したことに伴い、IAEAによる保障措置を受諾する義務が生じた。しかし、そのために必要なSSACを自ら確立することが困難であったため、日本は、IAEAとも調整しつつ必要な支援を行った。具体的には、ハリコフ物理技術研究所に対して計量管理及び核物質防護システム等を供与し、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対して計量管理システム等を供与した。これら機材の中には核兵器解現場での放射能測定機材や核兵器固体ロケット燃料から発生する有毒ガス測定機器等も含まれており、核兵器の安全な廃棄の促進にも貢献している。

（2）核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に

対する検査・治療を行うために、1994年から2001年にかけて4度にわたり国防省付属の21の軍病院に対し医療器材等を供与した。

2. カザフスタン

(1) 国内計量管理制度（SSAC）の確立支援

非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、アクタウの高速増殖炉（BN-350）に対するフローモニター機器、核物質防護システム及び計量管理システムの供与、原子力庁（当時）及び核物理研究所に対する核物質防護システムの供与を実施した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

セミパラチンスクには、旧ソ連時代に核実験場が置かれ、そこで行われた核実験により約82万人（カザフスタン保健省の統計）が被曝した。ソ連崩壊直後、これら被曝者の健康被害と放射線汚染との因果関係は必ずしも明確ではなかった。カザフスタン保健委員会（当時）からの要請に基づき、被曝者の治療を行うとともにその因果関係を調査する等セミパラチンスク周辺の環境問題にも貢献することを目的として、1999年8月、セミパラチンスク医科大学付属病院に遠隔医療診断システムを供与するとともにセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し被曝測定機材を供与した。なお、同支援においては、長崎大学医学部からの全面的な協力が得られている。

また、カザフスタン保健省からの要請に基づき、アルマティにおいて被曝者治療にあっている大祖国戦争障害者病院に対して医療機材及び医薬品の供与を実施している。

さらに、セミパラチンスク地域の汚染地域調査を行っている国立核センターに対して、サンプリングした歯の放射線量を測定する機器を供与している。

3. ベラルーシ

(1) 国内計量管理制度（SSAC）の確立支援

非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、非常事態省傘下の産業原子力安全監督局に対し放射線測定機材等を供与し、首都ミンスク近郊のソスヌイ科学技術研究所に対して計量管理システム及び核物質防護システムを供与した。

(2) 旧軍人の職業訓練センターに対する機材供与

戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った戦略ロケット軍所属の軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職を促進するとともに、退役軍人が持つ核関連技

術の流出を防止することを目的として、2000年1月にリーダー市（旧ソ連のかつてのミサイル基地）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、車両整備機材、コンピュータ等を研修用として供与した。

4. 国際科学技術センター（ISTC）

ISTCは、旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、欧州連合（EU）、ロシアとともに「国際科学技術センター（ISTC）を設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、積極的な支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じて旧ソ連諸国に対し多国間で、非核化・不拡散の目的を追求し、成功している枠組みであり、現在では、日本をはじめ、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタンが参加している。これまで2,000件を超えるプロジェクトに対し、約6億ドルの支援が決定され、延べ58,000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が対象となってきた（2005年4月現在）。日本もこれまで約6,000万ドルのプロジェクト支援を行っている。

参考：核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

NPTにおいて、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5カ国である。インドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しているNPT非締約国である。またイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有している「事実上の核兵器国」と言われている。

このうち、米露両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、米露両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、（中略）全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

核兵器国の核兵器保有状況とその推移

核兵器保有状況（2004年1月現在）

	内 訳	核弾頭数		運搬手段	
米	ICBM	1490	計 7006	540	計 1014
	SLBM	2736		360	
	戦略爆撃機	1660		114	
	非戦略核兵器	1120		-	
露	ICBM	2478	計 7802	613	計 923
	SLBM	1072		232	
	戦略爆撃機	872		78	
	非戦略核兵器	3380		-	
英	地上発射ミサイル	0	計 185	0	計 48
	SLBM	185		48	
	爆撃機等航空機	0		0	
仏	地上発射ミサイル	0	計 348	0	計 132
	SLBM	288		48	
	攻撃機(艦載機含む)	60		84	
中	地上発射中長射程弾道ミサイル	120	計 402	120	計 282
	SLBM	12		12	
	爆撃機(攻撃機含む)	150		150	
	非戦略核兵器	120		-	

出典：2004年SIPRI（ストックホルム国際平和研究所）年鑑

核兵器国の核弾頭総数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
米	19,924	19,123	14,872	11,536	11,012	10,953	10,886	10,829	10,763	10,698	8,876	8,876	7,600	7,068	7,006
露(ソ)	25,698	25,285	22,555	22,101	18,399	14,978	12,085	11,264	10,764	10,451	9,906	9,196	8,331	8,232	7,802
英	296	300	300	300	250	300	300	260	260	185	185	185	185	185	185
仏	535	621	601	525	510	500	450	450	450	450	464	348	348	348	348
中	318	413	413	435	400	400	400	400	400	400	410	410	402	402	402

出典：1993年～1999年のデータはBulletin of the Atomic Scientists(November/December 2002)
1990年～1992年,2000年～2004年のデータはSIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、一般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」(「長距離核兵器」であるICBM、重爆撃機を含む)、それより狭い戦域で使用するものを「戦域核兵器」(「中距離核兵器」)、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」(「短距離核兵器」)と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米露(ソ)間においては、戦略兵器削減条約(START)等において戦略攻撃(核)兵器が定義されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおける定義は、核弾頭の大きさ(核出力)ではなく、運搬手段(ICBM、SLBM、戦略爆撃機等)によってなされている。

ただし、米露にとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第2節 米露の核軍縮・軍備管理

1. 米露間の戦略核兵器削減条約概要

(1) 概要

戦略兵器削減条約(START)交渉は、冷戦期に増大していった米露両国の戦略核戦力を、はじめて削減したプロセスであった(中距離核については1987年12月に米ソ間で地上配備の中距離核兵器を全廃するINF条約が署名され、1988年6月に発効している)。これによって両国の核戦力は大幅に減少することとなり、核軍縮の観点からも非常に大きな意義があった。STARTプロセスの結果、米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたとすることができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、米ソ両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な米露(ソ)関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅

威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロにより加速されるように進展し、米露間において相互の戦略核兵器を約2000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、米露両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

（２）START プロセス

（イ）第1次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）

1991年7月に米ソ両国により署名されたSTART Ⅰは、戦略核の三本柱、すなわち、両国が配備する大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機の運搬手段の総数を条約の発効から7年後にそれぞれ1600基（機）へ削減することを規定した。また同条約は、ロシアの保有している重ICBM（破壊力、すなわち発射重量又は投射重量が大きいICBMを指し、多弾頭化されたSS-18がこれに該当する）の上限を154基と規定した。さらに、配備される戦略核弾頭数の総数は6000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5カ国は、START Ⅰの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン、ベラルーシは非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）に加入することが定められた（リスボン議定書）。

また、ロシアを除く旧ソ連3カ国は、領域内のすべての核兵器を撤去してロシアに移管することとし、1996年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことによって、すべての核弾頭がロシアに移管された（カザフスタンは1995年5月、ウクライナは1996年6月にそれぞれ完了）。

START Ⅰは1994年12月に発効し、2001年12月に米露両国は、それぞれの戦略核弾頭数を6000発以下まで削減し、START Ⅰに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

（ロ）第2次戦略兵器削減条約（START Ⅱ）

START Ⅰの発効を待たずして、1992年6月には米露間でSTART Ⅱの基本的枠組が合意され、1993年1月には、米露両国が配備する戦略核弾頭数を2003年1月1日までに3000～3500発以下に削減すること、そのうちSLBMに装着される核弾頭数を1700～1750発以下にすること、さ

らに ICBM を単弾頭にする、すなわち、多弾頭 ICBM 及び重 ICBM (SS-18) を全廃すること等を規定する START が署名された(その後、1997 年 9 月に署名された START 議定書により、削減期限が 2007 年まで延長された)。

2000 年 4 月にロシア議会は START 批准法案を可決したが、これには米国が ABM 条約からの脱退などを行った場合は、START から脱退する権利を留保する旨の規定が含まれていた。米国は START 条約を批准したものの、START 条約を修正した同議定書については批准せず、START は発効していない。

その後、2001 年 12 月 13 日に米国は対弾道ミサイル・システム制限条約 (ABM 条約) から脱退する旨をロシアに対して通告した。ロシアは、2002 年 6 月 14 日、米国が START 条約議定書の批准を拒否し、ABM 条約から脱退したことを指摘し、「ロシア政府は、米国の行動、及び START 条約が効力を発する如何なる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に資さない行動を抑制する如何なる国際法上の義務ももはや負わないと考える」旨を表明した。

(八) 第 3 次戦略兵器削減条約 (START)

1997 年 3 月、ヘルシンキ米露首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明において、米露両国は、START が発効し次第 START 交渉を開始すること、及び START の基本的要素として、2007 年 12 月 31 日までに双方の戦略核弾頭数を 2000 ~ 2500 発にすること、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM) などについて交渉することに合意した。しかしながらその後、条約案文の合意、署名等はなされていない。

(3) 戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約)

ブッシュ米大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国防大学での演説 (2001 年 5 月) の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001 年 11 月 13 ~ 15 日、米露首脳会談 (ワシントン / クロフォード) が行われ、ブッシュ米大統領はプーチン露大統領に対し、米国は今後 10 年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である 1700 ~ 2200 発

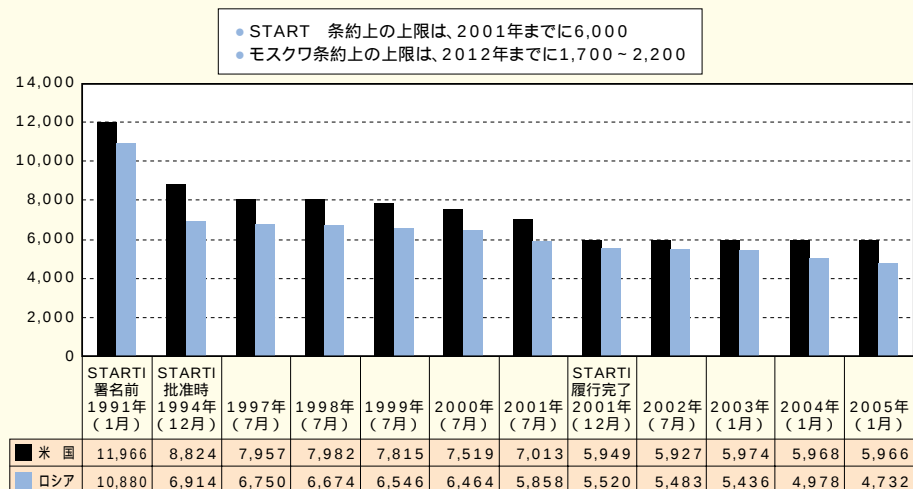
まで削減することを伝えた。

そして更なる協議を重ねた結果、米露両国は、2002年5月24日、モスクワで開催された米露首脳会談において、START以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続きを終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において、批准書が交換され、モスクワ条約は発効した。

(参考) モスクワ条約の概要

1. 2012年までの10年間で、米露の戦略核弾頭を各々1700～2200発に削減することを定めた、法的拘束力のある「条約」(発効のため両国議会での批准が必要)。
2. 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭自体、及び運搬手段(ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等)の廃棄は義務付けられておらず、米露両国とも削減した弾頭の保管が可能。
3. (削減せずに保持する)戦略攻撃(核)兵器の構成、構造については両国が独自に決定する(ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV弾頭の保有等については、規制されない)。
4. 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
5. 削減状況の検証措置等は、STARTの規定に基づくとともに、履行委員会に委ねられる。

米露の戦略核弾頭数の推移とSTART、モスクワ条約の上限



出典：1991年はSIPRI（ストックホルム国際平和研究所）年鑑、1994～2005年については米国防務省のFACT SHEETによる。

2. 対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）

（１）概要と意義

対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）は、米ソ間で 1972 年 5 月署名、同年 10 月発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限する。配備については、各国とも当初 2 カ所（1974 年 7 月の議定書により 1 カ所、すなわち米国はノース・ダコタ州の ICBM 基地、ソ連は首都モスクワに限定）1 基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを 100 基以下とすること等を規定する。

この ABM 条約は、いわば双方の「楯」を制限し、防御態勢を敢えて脆弱なものに保つことにより核攻撃を相互に抑止しようとする、相互確証破壊の考え方の基礎をなすものといわれてきた。

（２）米国の脱退による ABM 条約の失効

就任後、ブッシュ米大統領は、冷戦時代とは異なった今日の世界が直面する脅威に対抗するために、ミサイル防衛構築の核軍縮・核不拡散の必要を訴え、そのためには米の防衛能力に制約を課す ABM 条約を超える必要があるとした（2001 年 5 月国防大学での演説）。

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、米政権は、国際テロと大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散の脅威との関連性を一層強調するようになった。

このような中、2001 年 12 月 13 日、ミサイル防衛の推進を意図したブッシュ大統領は、ABM 条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告した。これに対してプーチン露大統領は、米国による措置が予想外ではなかったこと、かかる決定は「間違い」であるとしつつも、ロシアの安全保障にとって脅威とはならないと述べ、抑制的な反応を示した。

この米国による ABM 条約からの脱退表明により、米ソ冷戦期以来の相互確証破壊に立脚した、ABM 条約に象徴される、米露の戦略安定を担保する枠組み（戦略核兵器管理の枠組み）が崩れ、その後いかなる米露間の戦略的枠組みが構築されるのかが、世界の平和と安定に関わる問題として注目されることとなった。このような流れのなか、2002 年 5 月に米露両国はモスクワ条約に署名したことから、同条約は米露両国のより安定した 2 国間関係と、新たな戦略的枠組みの構築への努力を象徴するものであるとみられている。

なお、ABM 条約は締約国の脱退 6 カ月前における通知を義務付けており、2002 年 6 月 13 日に米国の正式脱退が成立し、同条約は失効した。

3. 米露の一方的措置

1990 年代初頭、米露（ソ）両国は、主に非戦略核兵器（戦術核兵器）に関し、自

主的な形で大幅な削減を実施した。これは、旧ソ連が崩壊していく過程において、核管理体制崩壊の危険性や第三世界への核拡散という新たな差し迫った脅威が生じたことに基づく措置であった。

1991年9月、ブッシュ米大統領（当時）は、ソ連のゴルバチョフ政権に呼びかける形で、米国外配備等の地上発射戦術核兵器の撤去と廃棄、及び海洋発射（艦艇搭載型等）の戦術核兵器の撤去とその一部の廃棄等を一方的に行うという、核兵器削減措置（イニシアティブ）を発表した。これに呼応する形で、翌10月、ゴルバチョフ大統領（当時）は、全ての地上発射戦術核兵器、及び海洋発射の戦術核兵器の撤去と廃棄等を発表した。

さらに、1991年12月のソ連崩壊を受けて、1992年1月、ブッシュ米大統領（当時）は、B-2爆撃機の削減、小型ICBM計画の中止、独立国家共同体（CIS）側の全ての多弾頭ICBM撤廃を条件とした潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）弾頭数の約3分の1の削減などの戦略核兵器削減に関する措置を発表した。これに対し、同月、エリツィン露大統領（当時）は、軍備管理・軍縮政策演説において、全ての地上発射型戦術核兵器の削減をはじめ、航空機搭載型戦術核兵器、海上発射戦術核兵器等の削減、重爆撃機（TU-160、TU-95MS）の生産中止、戦略核弾頭の総数の削減などを含む包括的な発表を行った。

なお、2004年1月現在、非戦略核弾頭について、米国は1120発、ロシアは3380発（防衛用を含む）を保有する（SIPRI YEAR BOOK2004）と見られている。

また、米国は1988年に、ロシアは1994年に、それぞれ核兵器用の核分裂性物質の生産を中止したと公表されている。

4. 米露の核兵器に関する動き

（1）米国

（イ）低出力核兵器の研究再開問題

米国は、低出力核兵器（核出力5キロトン未満の核兵器）を1994年以前から保有していたが、1994年以降、その研究・開発を国内法（予算授權法）で禁止していた。しかし2003年11月、低出力核兵器の研究・開発を禁じた「ファース・スプラット条項」の廃止を含む2004会計年度国防予算授權法案が可決され、低出力核兵器研究・開発禁止条項を廃止するが、低出力核兵器の実験、取得、配備は許可せず、技術的開発段階またはそれ以降の段階を開始することは議会の承認が必要、とされた。

（ロ）強力地中貫通型核爆弾（RNEP：Robust Nuclear Earth Penetrator）

強力地中貫通型核爆弾とは、地下施設をより効果的に破壊することを目的とした兵器といわれている。米国は現在、地中貫通型爆弾に関し、核兵器ではB61-11核爆弾を、また通常型爆弾ではBLU-28爆弾（湾岸戦

争時に開発された「バンカーバスター」)等を保有している。しかし、これらの地中貫通型爆弾はその地下貫通能力が限定的であり、大量破壊兵器関連の施設等が大深度地下に造られた場合、有効な攻撃、破壊ができない可能性があることが指摘されていた。

(八) 米国における核兵器関連予算の動き

2003 会計年度のエネルギー省関連予算で既存の核弾頭を用いた地中貫通型核爆弾研究に 15 百万ドル、2004 会計年度のエネルギー省関連予算で地中貫通型核爆弾研究に 7.4 百万ドル、新型核兵器のための先進概念構想(地中貫通型核爆弾を除く)に 6 百万ドルの歳出が認められた。しかし、2004 年 12 月に成立した 2005 会計年度の歳出法では地中貫通型核爆弾及び先進概念構想に対する歳出は認められなかった。

なお、2004 会計年度のエネルギー省歳出法で新型核兵器のための先進概念構想が認められたため、これに新たな低出力核兵器の研究が含まれるのではと報道されたが、米政府は当該計画は例えば備蓄核兵器の軍事能力向上等の研究であり、低出力核兵器に関する研究は行われていないとしている。

また、米国は 2005 年 5 月の NPT 運用検討会議において「米国は、新型核兵器を開発していないことを強調する。米国は、10 年以上にわたり新たな核弾頭を開発、実験または生産しておらず、現在もしていない。」とするとともに、地中貫通型核爆弾及び先進概念構想について「研究段階以上に進む決定はされていない。」としている。

(2) ロシア

プーチン露大統領は 2004 年 11 月のロシア軍高級幹部会合で「ロシアでは最新式核ミサイルシステムの研究及び実験が行われているだけではない。本システムは近日中に装備化されるものと確信している。さらにこのような開発成果やシステムを他の核保有国は保有していないし、近年中に保有することもないであろう。」と述べ、新型核兵器の開発を進めていることを示唆した。

(3) 日本の対応

日本は、これまでも核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、全ての核兵器国に対し、核軍縮のための具体的措置をとるよう求めてきている。2005 年 NPT 運用検討会議においては、すべての核兵器国による、すべての種類の核兵器の不可逆的で、より透明な形での一層の削減を求める核軍縮措置等を提案した。

また、日本はこれまでに国際社会に対して、低出力核兵器を含む非戦略核を

保有する全ての国が、透明性のある方法でこれらの兵器を更に削減することの必要性を強調し、核兵器使用に対する敷居は可能な限り高く維持されなければならないと述べてきており、これらの立場は米国にも二国間協議の場で伝えている。

さらに、低出力核兵器の研究再開については、日米の定期的な協議の場において日本より米国政府に対し、日本の世論を含む国際世論には、核軍縮・不拡散体制に悪影響を及ぼす可能性や、核実験再開に繋がるのではないかと懸念があること等を指摘するとともに、日本としてこうした懸念が国際的な大量破壊兵器等の軍縮・不拡散の動きに対して、消極的な影響を与える可能性があるとの問題意識を有していることを提起している。

第3節 宇宙における軍備競争の防止

1. 宇宙の軍事利用を規制する枠組み

宇宙空間の軍事的利用を規制する主な国際条約としては、以下の3つがある。

- (1) 宇宙条約（正式名称：「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」、1967年発効）
 - ・主要内容：大量破壊兵器の宇宙空間への配置の禁止、及び月その他の天体の軍事施設の設置等の禁止。
- (2) 部分的核実験禁止条約（正式名称：「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」、1963年発効）
 - ・主要内容：宇宙空間における核実験を禁止。
- (3) 環境改変技術使用禁止条約（正式名称：「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」、1978年発効）
 - ・主要内容：地球又は宇宙空間の構造、組成又は運動等に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止。

2. 「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」

(1) 概要

大量破壊兵器の宇宙空間への配備等は、宇宙条約で禁止されており、現在の宇宙の軍事的利用としては、主に偵察、早期警戒衛星、通信衛星、測位衛星（GPS）等の利用が挙げられる。

他方、科学技術の進歩等にともない、宇宙空間の更なる軍事利用の拡大を抑制すべきであるという考え方から、第1回国連軍縮特別総会（1978年）が、その最終文書において「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が

行われるべきである」と指摘したこと等をはじめとして、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」という概念が提唱され、議論されるようになった。

（２）PAROS に関する議論

1985 年、ジュネーブ軍縮会議において、PAROS に関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取り扱いなどにつき議論がなされた。しかし、旧ソ連及び東欧諸国が、米国の戦略防衛構想（SDI）計画は宇宙の軍事化につながるなどと強い懸念を示したのに対し、米国及び英国は、いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており新たな条約は不要、実効的な検証制度の構築が困難、などと主張して対立し、実質的な議論の進展のないまま、1994 年に特別委員会は終了した。

その後、1999 年に、米国のミサイル防衛問題を契機として中国が、宇宙空間の兵器化防止に関する条約の交渉を任務（マンデート）とする特別委員会の再設置等をジュネーブ軍縮会議で提案した。これを契機として、中国は宇宙空間の兵器化防止の推進を強く主張するようになり、2000 年及び 2001 年には、宇宙空間の兵器化防止に関する文書をジュネーブ軍縮会議において提出した。

また、ロシアは、米国のミサイル防衛計画に対し、当初その推進や ABM 条約からの脱退等に警戒感を有し、2001 年 9 月の国連総会においてイワノフ露外相が、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取組の重要性を強調する演説を行った。

2002 年 6 月、ジュネーブ軍縮会議に中露等が共同作業文書を提出したが、これは主に宇宙条約で禁止されていない大量破壊兵器以外の、いわゆる通常兵器の宇宙空間等への配備禁止を主たる目的としたものとみられる。

(参考) 2002 年の中露等による宇宙の兵器化防止に関する共同作業文書(条約草案)の概要

1. 名称

宇宙空間への兵器配備及び宇宙空間中の物体に対する戦力の使用及び威嚇の防止条約

2. 基本的義務

- ・あらゆる種類の兵器を運搬する物体の地球周回軌道への配備の禁止
- ・天体上への兵器設置の禁止
- ・その他のあらゆる方法での宇宙への兵器配置の禁止
- ・宇宙(に配置された)物体に対する武力の行使と威嚇の禁止
- ・この条約によって禁止される活動に関し、他の国家、国家集団、国際機関への協力、助長の禁止

3. 宇宙の平和利用及びその他の軍事的利用

- ・本条約は、平和目的のための研究と利用、もしくは条約で禁止されていないその他の軍事的使用を妨げるものではない。
- ・各締約国は、一般的な国際法の原則に従って宇宙空間における活動を行うべきであり、また、他国の主権と安全を犯してはならない。

3. 日本の立場

日本は、1967 年に宇宙条約を締結している。また、1969 年 5 月の衆議院本会議で「宇宙の開発、利用の基本に関する国会決議」が採択され、日本における宇宙開発及び利用は「平和の目的」に限り行うものとされた。他方、民生分野において利用形態が一般化している宇宙空間の利用については、政府としては、防衛庁・自衛隊がそれらを利用することを制約するものではないとしており、例えば通信衛星や地球観測衛星等を自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。

また、日本は、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の大きな脅威であると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、日本は、従来より国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきており、また弾道ミサイルの拡散に対処するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。

第 4 節 その他の核兵器国の動き

1. 中国

(1) 中国の核政策

中国の核装備や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

少量の核兵器を保有するのは全くの自衛からの必要によるものである。

核兵器の先制不使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または威嚇をしない。

核軍備競争に参加しない。

なお、中国の核戦力は、米露には及ばないものの、約 400 発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK2004）とみられている。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる大陸間弾道ミサイル（ICBM）も有している。また、他の 4 核兵器国が兵器用核分裂性物資の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

（２）日本の対応

中国に対しては、日中安全保障対話、日中軍縮・不拡散協議等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次種々の働きかけを行っている。最近では、2005 年 12 月、北京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本からは、CTBT の早期批准、核実験モラトリアム、兵器用核分裂性物質の生産停止、及び具体的な核兵器の削減措置を取ること中国側に要請した。中国人民解放軍の戦力については、規模は世界最大であるものの、旧式な装備も多く、火力・機動力等において十分な武器などが全軍に装備されているわけではないため、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化が推進されている。また、国防予算についても中国政府の発表によれば、2005 年まで 17 年連続で 2 桁の伸び率となっている。これらの点については、依然として不透明な点があり、周辺国の懸念を解消するためにも、中国が軍事面における透明性を向上させることが重要であると認識している。こうした認識を踏まえ、同協議においては、日本から中国に対し、軍事力の透明性を高めることも求めた。また、EU の対中武器禁輸措置解除に向けた動きに関しては、東アジア地域の安全保障環境の観点から、日本は EU 側に反対の立場を伝えている。

2. フランス

フランスは 1997 年 9 月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手からの攻撃に生き残る第 2 撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の 2 方式を基本としている。

フランスは 1985 年時点に比較して核兵器運搬手段を 3 分の 2 に削減した他、仏防衛費全体のうち核戦力への支出に占める割合を、17 % (1990 年) から 9.5 % (2004 年) に削減し、すべての地対地核ミサイルを全廃し、戦略原潜（SSBN）を削減したとしている。また、1996 年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピュールラット兵器級核分裂性物質製造工場を閉鎖したほか、南太平洋核実験施設（ムルロア）の

閉鎖・解体を行った。なお、これらの軍縮措置は、仏の核戦力は従来から実際に必要なレベルに合わせるという原則に基づいて取られている、との説明が行われている。

3. 英国

英国は1998年7月、「戦略防衛見直し」において、仏と同様、核抑止を基本とする安保戦略は維持するとしつつ、唯一の核戦力である潜水艦発射のトライデント型核ミサイルの核弾頭保有数を最大300発から200発以下に削減、核搭載潜水艦の哨戒体制を常時1隻とし、原子力潜水艦の即応態勢を緩和、搭載核ミサイルの弾頭数を各96発から48発に削減、ミサイルの特定目標への照準の解除等を発表した。これによって、それまでに実施した爆撃機の核爆弾撤去などと合わせて、英国の核戦力は冷戦時に比べ、70%以上の削減となる。

また、英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄を完了したと公表している。

参考：非核兵器地帯

第1節 概要

「[非核兵器地帯](#)」とは、一般的には、国際約束により、特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約（消極的安全保証の供与）する議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のことを意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

第2節 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資するというものである。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、適切な査察・検証を伴っていること、公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約

[これまで中南米、南太平洋、東南アジア及びアフリカを対象地域とする非核兵器地帯条約が策定され、前3者が発効している。](#)

1. トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に、中南米地域の非核化構想が進展し、1963年4月、この地域の非核化を求める国連決議が採択された。その後、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に効力を発生した。

中南米33カ国が対象であり、現在までに全ての国が批准を完了している（最後に

加盟したキューバは2002年10月批准)。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。

また、議定書で、核兵器国が域内において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと、締約国に対し核兵器の使用または威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2. ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効)

1966年から、フランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1975年、国連総会において、南太平洋における非核地帯設置を支持する決議が採択された。その後、1983年に豪に労働党政権が成立すると、非核地帯設置の動きは急速に進展し、1985年の南太平洋フォーラム(SPF)総会において条約が採択、署名開放され、1986年12月に発効した。

太平洋諸島フォーラム(PIF(旧SPF))加盟の16の国と地域(自治領)が対象であり、2005年7月現在の締約国・地域数は13(ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名)。

条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、域内海洋(公海を含む)への放射性物質の投棄を禁止している。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止し、また、域内(公海を含む)における核実験を禁止している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国、フランスは批准済みであるが、米国は署名のみで批准はしていない。

3. バンコク条約(東南アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効)

東南アジア諸国連合(ASEAN、1967年創設)は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年、ASEAN常任委員会で、本非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、条約の起草に向け検討が開始されたものの、大きな進展はなかったが、冷戦の終結により、起草に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において、東南アジア非核兵器地帯条約は東南アジア10カ国の首脳により署名され、1997年3月に発効した。

ASEAN 諸国 10 カ国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、領域内（公海を含む）における放射性物質の投棄、大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書では、核兵器国が域内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域も含むと規定されている）において核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。現時点では、核兵器国は 1 カ国も署名していないが、1999 年 7 月の ASEAN 拡大外相会議において、これまでこの条約議定書調印に難色を示していた中国とロシアが、適用範囲の問題解決等の条件付きながらも、署名の意向を新たに表明した。2001 年 5 月には、ASEAN と核兵器国の事務レベル協議が開催されたが、それ以降、特段の進展は見られていない。

4. ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、1996 年採択、未発効）

1961 年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964 年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択されたが、南アフリカの核開発疑惑で条約化が遅れていた。1991 年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国として NPT を締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995 年 6 月の OAU 首脳会議において、アフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、1996 年 4 月に、アフリカ諸国 42 カ国が条約に署名した。

アフリカ諸国 54 カ国（日本未承認の西サハラを含む）が対象であり、2005 年 7 月現在の批准国は 20 カ国である。28 カ国の批准が発効要件となっているため、条約は未だ発効していない。国連総会においては、早期批准を求める決議が隔年で採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止する。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止し、また、域内（公海は含まない）における核爆発装置の実験を禁止している。核兵器国のうち、フランス、中国、英国は批准済みであるが、米国、ロシアは署名のみであり、まだ批准していない。

第 4 節 構想段階にある非核兵器地帯

以上に加え、現在、様々な非核兵器地帯が提案あるいは構想されている。国連総会の場において提起されている非核兵器地帯構想を列挙すれば、以下のとおりである。

1. 中央アジア非核兵器地帯

この構想は、1997年2月の中央アジア5カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。この後、国連軍縮局（アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループが、1998年から、この構想の条約化に向けて、本格的な起草を開始した。1999年10月、札幌において、この専門家グループの会議が開催され、起草作業は最終段階を迎えたが、タジキスタン及びトルクメニスタンの出席が得られなかったため、5カ国の合意には至らなかった。2000年4月、再度札幌で専門家会議が開催されたものの、トルクメニスタンが再び欠席したため、最終合意には至らなかった。2002年9月、中央アジア5カ国が集まったサマルカンド専門家会合では、5カ国間の条約案文の交渉が終了し、2005年2月にタシケントで開催された域内会議において、条約及び議定書案について合意がなされ、5カ国により早期署名を目指すこと等を確認するタシケント宣言が発出された。

日本は、二度にわたる札幌会議については開催費用も含む様々な支援を行った他、グローバル地域軍縮活動信託基金に中央アジア非核地帯条約交渉のための資金を拠出するなどして、条約の成立を支援している。また、国連総会においては、中央アジア非核兵器地帯の設置についての決議が毎年採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2. 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会において、エジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議が採択されてきている。しかし、高度の核開発能力を有するイスラエルのNPT未締結など問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

2005年NPT運用検討会議において、日本は中東非大量破壊兵器地帯の設置を求める1995年NPT運用検討会議の「中東に関する決議」に関して報告を提出した。

また、毎年、国連総会においては、中東非核兵器地帯設置についての決議がコンセンサスで採択されている。第59回国連総会では、イスラエルから中東の各国が現状を変える努力をする必要があるとの意見が出されている。

3. モンゴル一国非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一国非核の地位を宣言し、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保障を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、この宣言を内容とする決議（53/77D）が採択された。以降、隔年でモンゴルの一国非核の地位を歓迎する内容の決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2000年10月、5核兵器国は、この決議の実施のために協力すること、また、1995年に表明したNPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保証の供与を、モンゴルについて再確認するとのステートメントを発表した。2001年9月には、札幌において、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催された。

第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、以下の条約は特定の場所・空間において核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している。

1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。

2. 宇宙条約（1967年採択、同年発効、日本は同年批准）

第4条において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと等を約束することを規定している。

3. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。

4. 月協定（1979年採択、1984年発効、日本は未締結）

第3条3において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道又は月に到達し若しくは月を回るその他の飛行経路に乗せないこと、並びにこれらの兵器を月面上若しくは月内部において配置し又は使用してはならないことを規定している。